

平成30年

渡嘉敷村議会会議録

第4回臨時会（4月25日）	1日間
第5回定例会（6月13日～14日）	2日間

渡嘉敷村議会

目 次

平成30年第4回臨時会（4月25日）

平成30年第4回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 報告第4号 専決処分の報告について (渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例)	4
日程第4 報告第5号 専決処分の報告について (渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例)	5
日程第5 報告第6号 専決処分の報告について (渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	5
日程第6 議案第29号 渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について	6

平成30年第5回定例会（6月13日）（1日目）

平成30年第5回渡嘉敷村議会定例会会期日程	9
出席議員	10
議事日程第1号	11
日程第1 会議録署名議員の指名	12
日程第2 会期の決定	12
日程第3 議長諸般の報告	12
日程第4 村長行政報告	13
日程第5 一般質問	15
日程第6 報告第7号 平成29年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告について	52
日程第7 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について	53
日程第8 議案第31号 渡嘉敷村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について	53
日程第9 議案第32号 渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について	54
日程第10 議案第33号 平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について	55
日程第11 議案第34号 平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)につ いて	56
日程第12 議案第35号 平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) について	57
日程第13 議案第36号 平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)に ついて	58

平成30年

第4回渡嘉敷村議会臨時会

第1日目

4月25日

平成30年第4回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 平成30年 4 月 25 日
至 平成30年 4 月 25 日

月 日	曜 日	区 分	日 程
4 月 25 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 報告第4号、報告第5号、報告第6号 議案第29号

平成30年第4回渡嘉敷村議会臨時会は
平成30年4月25日(水)午後3時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	宮平鉄哉	出	5	當山清彦	出
2	島村武	出	6	與那嶺雅晴	出
3	平田春吉	出	7	玉城保弘	出
4	小嶺勉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 4番 小嶺勉議員 5番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	松本好勝	経済建設課長	新垣聡
副村長	大城良孝	民生課長	金城満
教育長	宮平昌治	船舶課長	我喜屋元作
総務課長	神里敏明	会計課長	宇野昭子
教育課長	座間味秀勝	商工観光課長	玉城広喜

終了：4月25日(水曜日)午後3時30分

平成30年第4回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
平成30年4月25日（水）午後3時00分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定について
第3	報告第4号	専決処分の報告について (渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例)
第4	報告第5号	専決処分の報告について (渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例)
第5	報告第6号	専決処分の報告について (渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
第6	議案第29号	渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について

○ 玉城保弘議長

ただいまから平成30年第4回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって4番小嶺勉議員、5番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日4月25日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日4月25日の1日間に決定をいたしました。

日程第3、報告第4号、専決処分の報告について(渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

改めまして、こんにちは。報告第4号、専決処分の報告について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成30年4月25日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

次のページに、渡嘉敷村告示第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例。別紙のとおりでございます。

専決処分理由

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に交付され、平成30年4月1日から施行される。これに伴い、渡嘉敷村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが同条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日 渡嘉敷村長 松本好勝

そして次のページから税条例の改正が出ております。

新旧対照表が出ていますのでご覧になってください。以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、報告第5号、専決処分の報告について(渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

報告第5号、専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月25日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

次のページに、専決処分書が出ております。

渡嘉敷村告示第8号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、平成30年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要があるが議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日 渡嘉敷村長 松本好勝

以上のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、報告第6号、専決処分の報告について(渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

報告第6号、専決処分の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙の

とおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月25日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

次のページに、専決処分書が出ております。

渡嘉敷村告示第9号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する必要が生じたが議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日 渡嘉敷村長 松本好勝

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第29号、渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第29号、平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)について。

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年4月25日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第29号、平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

この下の方に債務負担行為の表が出ております。

事業が船舶備船料、期間、平成31年度から平成40年度。限度額が12億7千641万6千円。この金額でもって、裸備船の申し込みの予定というふうになっていますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、平成30年第4回渡嘉敷村議会臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って本臨時会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成30年第4回渡嘉敷村議会臨時議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会 午後3時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）

平成30年

第5回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

6月13日

平成30年第5回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 2日間
 自 平成30年6月13日
 至 平成30年6月14日

月 日	曜 日	区 分	日 程
6月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 村長施政方針 一般質問 報告第7号、 議案第30号、議案第31号、議案第32号 議案第33号、議案第34号、議案第35号 議案第36号

平成30年第5回渡嘉敷村議会定例会は
平成30年6月13日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	宮平鉄哉	出	5	當山清彦	出
2	島村武	出	6	與那嶺雅晴	出
3	平田春吉	出	7	玉城保弘	出
4	小嶺勉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 6番 與那嶺雅晴議員 1番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	松本好勝	経済建設課長	新垣聡
副村長	大城良孝	教育課長	座間味秀勝
教育長	宮平昌治	民生課長	金城満
総務課長	神里敏明	船舶課長	我喜屋元作
会計課長	宇野昭子	商工観光課長	玉城広喜

終了：6月13日(水曜日)午後3時20分

平成30年第5回渡嘉敷村議会定例会議事日程

平成30年6月13日（水） 午前10時00分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問
第6	報告第7号	平成29年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告について
第7	議案第30号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第31号	渡嘉敷村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
第9	議案第32号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について
第10	議案第33号	平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について
第11	議案第34号	平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)について
第12	議案第35号	平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
第13	議案第36号	平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから平成30年第5回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番與那嶺雅晴議員、1番宮平鉄哉議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から6月14日までの2日間に決定をいたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、村監査委員会から、平成30年3月分、4月分、5月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

それでは3月定例会以降の会務報告を行います。

3月9日、渡嘉敷小中学校卒業式に、議員全員が参加をしております。

3月16日、阿波連小学校卒業式に議員全員が出席をしております。

3月23日、渡嘉敷幼稚園卒園式に議員全員が参加をしております。

3月28日、白玉之塔慰霊祭に議員全員が参加をしております。

4月9日、渡嘉敷小中学校入学式に議員全員参加をしております。

4月10日、渡嘉敷幼稚園入園式に議員全員出席をしております。

同日、阿波連小学校入学式に議員全員参加をしております。

4月14日、2018海びらきが阿波連ビーチで行われ議長が出席をしております。

4月23日、議員協議会が行われております。

4月25日、平成30年第4回渡嘉敷村議会臨時議会が開催されております。

4月26日、南部離島町村長議長連絡協議会定例会に出席をしております。

4月27日、平成30年度沖縄振興拡大会議に出席をしております。

5月7日から5月10日まで高速船建造に係る造船所視察に参加をしております。

5月22日から5月24日まで離島六村議会運営協議会があり、鹿児島県の南九州市頰娃農業開発センター、鹿児島県水産技術センター、枕崎お魚センター視察研修に議員6名と事務局長が経済、教育文化等の総合的促進を図るため、参加をしております。

5月22日、同日、県土木建築部と南部市町村との行政懇談会があり、副議長が出席をしております。

5月28日、平成30年度全国町村議会議長・副議長研修会が東京都であり、副議長が参加をしております。

5月31日、平成30年第4回南部広域行政組合議会臨時議会に出席をしております。以上会務報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 松本好勝村長

改めて、おはようございます。それでは平成30年3月6日開催の渡嘉敷村議会3月定例会以降の行政報告をいたします。

3月9日、渡嘉敷小中学校卒業式。

3月11日、前島郷友会生年祝、敬老会、那覇市のパシフィックホテルでありましたので参加をいたしました。

3月12日、国立沖縄交流の家施設業務運営委員会、那覇市の青年会館で運営委員会が開かれました。参加をしております。

同日、沖縄气象台から表敬訪問がありました。村観光大使、谷口国博氏の表敬等があって大城副村長が対応しております。

3月14日、阿波連小学校体育館落成式典、午前中ですね。午後から交流の家、役場との連絡協議会を行いました。

3月16日、阿波連小学校卒業式。

3月17日、旧暦の2月1日ですが、海神宮におきまして海神祭が行われております。船舶の安全祈願をしております。

3月18日、南部トリムマラソン糸満市でありました。大城副村長が出席をしております。

3月19日から20日、とかしきマラソン協賛企業へのあいさつ回りを商工課長とともに回っております。

3月22日、渡嘉敷保育所卒園式。

3月23日、幼稚園卒園式。アジアユース、これは副村長が南城市の方で出席をしております。

3月27日、日本PTA全国協議会、国内研修事業団が来島し、入村式に出席をいたしました。

3月28日、白玉之塔慰霊祭。

3月29日、日本PTAワークショップ。

3月30日、退職者辞令交付式、送別激励会を行いました。

4月2日、人事異動に伴う辞令交付式。

4月3日、教職員辞令伝達式。

4月9日、渡嘉敷小中学校入学式。

4月10日、渡嘉敷幼稚園入園式、午前ですね。阿波連小学校入学式、午後行いました。

4月12日、船舶建造に伴う事前協議を離海振にて行いました。

4月14日、クジラ海峡海開き、阿波連ビーチにて開催をいたしました。

4月18日から19日にかけては会計検査員、国の方から第1局財務検査第2課の方から調査員が来島され、そして随行に沖縄県農林水産部の方から主任技師が1名随行で来島しております。

4月19日から22日の間、島ぜんぶでおーきな祭、沖縄国際映画祭が行われ、本村からも応援団とともに、何人か出席をいたしました。

4月21日、座間味村の海びらきに参加をいたしました。

4月23日、村議会議員協議会、そこにおきまして高速船建造に伴う説明会を離海振の方から屋富祖部長、具志堅係長等が参加をし行いました。

4月25日、村議会臨時会。

4月26日、南部離島町村長議長連絡協議会、これは議長とともに参加をいたしました。

4月27日、県民の警察官表彰式、それから沖縄振興拡大会議、これは議長と共に主席をいたしました。

5月7日から11日にかけては、高速船代船建造計画で建造委員他関係する方々、造船場の視察を行っております。

5月8日、道路関係3団体定期総会に出席をいたしました。

5月14日、沖縄海事広報協会の総会に参加をしました。

5月15日、沖縄県森林協会理事会に出席をいたしました。

5月18日、沖縄県離島航路確保維持改善協議会、渡嘉敷分科会を行いました。沖縄総合事務局運輸部の方から2名、沖縄県交通政策課の方から2名出席をしております。

5月22日、沖縄県土木建築部と南部市町村との行政懇談会、副議長と共に出席をいたしました。渡嘉敷港湾整備についての要望を提案をしております。

5月25日、琉球新報社の落成記念式典に参加をいたしました。

5月28日から30日まで全国離島振興協議会全国大会がありまして、三重県の志摩市、鳥羽市等に行っておりまいました。

5月31日、国土交通行政に関する要望事項等の行政懇談会がありまして、渡嘉敷港湾問題の要望をしております。

6月1日、沖縄県市町村職員互助会理事会に参加をいたしました。

6月5日、圏域別意見交換会、沖縄振興予算にかかる意見交換会が沖縄県と南部離島町村との懇談会がありました。

6月6日、沖縄コンベンションビューロー協賛会員説明会交流会に出席をいたしました。

6月10日、村のバレーボール大会を実施いたしました。

以上、3月定例会以降の行政報告でございました。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内といたします。順次発言を許します。3番平田春吉議員の発言を許します。

○ 3番 平田春吉議員

通告書に従いまして5点ほど質問をしたいと思っております。ぜひ明快な回答、答弁をよろしくお願いいたします。まず1番、阿波連漁港の道路整備についてでございますが、これは以前から何回も言っています。場所もご存じだと思うんですね。僕が思うに、他の議員から見れば、同じ質問、何回もされるということは、僕は仕事していないんじゃないかなという感覚を僕は思っております。もうちょっと仕事はちゃんとやってほしいなと思いません。どうですか、この整備についてなんですけど、村長。

○ 松本好勝村長

ご質問の件につきましては、そのとおりでございます。申し訳ございません。この件に関しましては、設計工事費、共に本年度の予算計上いたしております。しかし、先日、県の漁業課との平成31年度概算要望ヒアリングにて確認したところ、新規メニューにおいて対象になる可能性があるということで、現在、要望を行っております。今後、県と協議を重ね補助対象事業として執行できるのであれば1年先送りをして実施していこうというふうに考えております。但し、早めに補助で対応できないとわかった場合は、他の工事を調整をして実施してまいります。

○ 3番 平田春吉議員

何年も前から出された質問ですので、今更県がやるからどうのこうのという話ではないと思うんですね。その質問出された当時だったら、それはわかりますよ。何年も経ってからそういう話ではおかしいと思うんですね、私はね。何とかしてこれはなぜそういう質問が出てくるかといいますと、船を上げる走行路というんですか、出納庫、あそこから車通るんですよ。網を張っている所に、1回引っかかったこともあります。観光客が通ります。そういう危険性があるから向こうに道路を造って通してくれと言ってあるんです。現在、水が溜まって通れない、当たり前ですよ、水溜まっている所、誰も通りたくないですよ。コンクリート張っている所から通りたいですよ、これが現状なんですよ。ですからね、もうちょっと何とかしてほしいと思いません。

次いきます。阿波連の船越の駐車場のトイレでございますが、観光客あるいは地元の人から相当苦情もあるし、要望があります。早く直してくださいということなんですけど、どうですか、村長。

○ 松本好勝村長

議員ご質問の阿波連園地トイレについては、村費で修繕を行う予定で、今回の補正予算へ修繕費として108万5千円を予算計上いたしました。しかしこれまで県の自然保護課へ早急な修繕を要望したことから、県は予算を確保し、業者選定も完了したので6月末までには、修繕が完了する見込みというふうに回答を得ております。

○ 3番 平田春吉議員

6月末に修繕するということですよ。ご存じのとおり場所遠いですよ、あそこね、トイレ行く場所がないんですね。だからこういう要望が出てくると思います。早めに修理して下さるようお願いいたします。

次、船舶の予約についてでございますが、5月の議員研修の前に、たまたまうちの女房から指摘されて、お父さん予約しないと船乗れないよと言うから、ああそうですかと予約しました。窓口聞いてみたら、ほぼ当然みたいなことを言われたんですよ。これどんなですか、村長。

○ 松本好勝村長

定期船予約については、航路事業運営当初からと考えております。最初からですね、基本的にはそういう考えで現在運航をしているということでございます。

○ 3番 平田春吉議員

村長、何で、それでしたらね。以前からそういう話を村民に周知徹底させないんですか。だって僕も知らなかったから今まで予約しなかったんです。はっきり言ってね、5月までは。5月にうちの女房から指摘されて予約入れたんですが、今もうずっと予約しているんですけども、決まっているんだったらちゃんと村民みんなに周知徹底すべきじゃないですか。

○ 松本好勝村長

私たちとしては当然村民はわかっているものとして、そのために例えば満席の場合には、おそらく明日は満席ですよと、何便は満席ですよと、放送かけているつもりです。ですけども習慣的に村民はいつでも乗れるというふうなことを思われているのかもしれませんが、当初から予約と、どこの船でもそうだと思いますけど、これが一般的な習わしだというふうに私たちは思っております。おっしゃるように何でそうなら村民に通知しないかと言われますけれど、そういったことに関しましては、私たちのピーアール不足だったかもしれません。

○ 3番 平田春吉議員

僕が無知だったのかわかりませんが、村民はたぶんそうだと思っているんですよ。予約しないでも乗れると、窓口に行ったらもう当たり前だみたいな言い方したら、はあ、これどうなのかと思えますよ。そこらへんをやるとしたら徹底してやらないとだめだと思うんですが、それとこれにも書いてあるんですが、村民の福祉の意味から考えて果たしてそうやるべきなのかどうかという問題があるかと思うんです。お年寄りが果たしてね、予約

して来るのか。例えば村長がおっしゃるように、これやるということだったら村民全部やらないといけないですよ。こっちはやってこっちやらなというわけにはいかないでしょう。どうですか、そこらへんは。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、お年寄り等が窓口である場合には、ぱっと蹴るんじゃないし、丁寧に説明をするように指導いたします。そして本村の定期船は沖縄本島からももちろん島へ渡る唯一のアクセスであり、また村民の生活航路でもあります。しかしながら村民を優先することができないのも現実であります。船の定員もありますので、乗船するすべてのお客様に、これから予約するようにご案内をしております。

それと特に近年、国立公園指定以降は毎年お客さんが1万人ずつ増えております。この5年間もそうです。そういう傾向にありますので、特に夏場はこれから後、両船、高速船もフェリーも満席の状態でありますので、村民にも理解をしていただきたい。そして私たちもその船舶も村民に対するピーアール活動も行っていきたいというふうに思っています。特に1週間前、あるいは4、5日前から満席ですよということが前もってわかる場合には、それなりの放送を呼びかけをしたいというふうに思います。

○ 3番 平田春吉議員

村長、私、以前に船舶、地元住民優先ということで質問したことがありますよね。そのときに村長は確か、住民は最優先するという答弁だったと思うんですが、間違いはないですかそれで。

○ 松本好勝村長

おそらく勘違いしているのではないかなと思いますけれど、私の記憶では住民を最優先するという言葉を使ったというふうには思っておりません。ただ何席か緊急事態に備えるような対応はしようというふうに答えたつもりですけれども、住民最優先するということは答弁したつもりはございません。

○ 3番 平田春吉議員

村長、私は別に、満席の時にどうのこうのということはいいませんけれども、これはたぶん放送されるからみんな理解できると思うんですよ。ただ前言ったように何かあった時にはそうしてくださいよ、何席か確保しますということでしたよね。そうなんですけれども、この問題は村民に周知徹底する。果たしてこれは妥当なのかというのを僕は思うんですよ。何故かというとお年寄りが、例えば絶対にもうやってくださいと言ったとして果たしてできるかどうか、そういう問題が残ってくると思うんですけれども、そこらへんも鑑みてちゃんとやらないといけないと思いますが、どうなんです、それは。

○ 松本好勝村長

この件につきましては、例えば船が「がらがら」であるという場合には予約しなくても当然乗れるわけですよ。そういった場合には問題ありませんが、満席で急に来られた場

合には定員オーバーして乗せるわけにはいきませんので、そういう場合にはおそらく窓口で断ったかもしれません。ですけれどもこのことにつきましては、今後、私たちのピーアール不足だったかもしれませんが、予約をして切符を買うようにということで努めたいというふうに思います。早速このことについては各家庭にでも民宿、ホテル等も合わせてチラシ等を配布していきたいというふうに思います。

○ 3番 平田春吉議員

村長、私が言っているのは満席の時の話じゃないんですよ。だから常平生も予約しないといけないということですよ。だから村民が船を利用しやすい、そういう為に行政サービスというのがあるんですよ。お年寄りがいちいち電話して船乗らんといけない、おそらくちょっと反発が出てくるんじゃないかなと僕は思うんですよ。そこらへんを上手いことないようにちゃんとやっていくのが行政サービスだと思うんですけど、どうなんですか、そこは。

○ 松本好勝村長

前もってやるというのは人間も把握できますよね、何名申し込まれていると、しかしながら何もせずに予約もせずに直ぐ来られても満席の場合どうすることもありませんので極力、村民の皆さんには、そういう呼びかけしかできないんじゃないですかね。予約してくださいよとしか、ただ予約しないでも先ほど申しあげましたように、船がまだ余裕がある場合には差し支えはありませんけれども、そうじゃない場合には予約優先ということにしかできないというふうに思いますけどね。ですからそのへんは村民もぜひ理解をしてもらいたいということです。

○ 3番 平田春吉議員

村長、何か質問がずれているような感じがするんですけどね。私が言っているのは、満席の時は当然放送されているから、みんなわかるわけですよ、今やっていますよね。何月何日は朝から夕方の便まで満席ですと、乗れませんとか。そういう放送があるから理解できるんですよ。私が言っているのは平日の平生の話なんですよ。その平生に開いていても予約しないといけないということになるんですよ。今の話ではね、それをみんなに周知徹底して、それが果たしていいのかどうかということを知っているんですよ。何か良い方法があって、それやるんだったら別ですよ。

○ 松本好勝村長

ですからこのことにつきましては、予約制以外ないんじゃないですかね。そしてそれを村民に周知徹底する以外ないというふうに思っております。勿論このことにつきましてはお年寄りに、それなりに丁寧に窓口でも説明をしようというふうに、またその指導をすべきだというふうに思っております。

○ 3番 平田春吉議員

誤解のないように、また、みんなが納得するようにちゃんとやってほしいと思います。

次いきます。車輛の運航運賃の軽減策についてでございますが、前回も出したと思うんですが、前もね。何でそれを言うかということ、修理工場がない、故障しました那覇に持っていくしかないですよ。現在、車検も買い物も半額になっていますよね。これできないかとお願ひしたら、要するに検討するということでしたので、その後どうなりましたかということなんです。

○ 松本好勝村長

故障、車両の修理に伴う無人での半額補助対象とすることについては、修理業者から事実確認書類が発行された車輛については対象としたいというふうに思います。なお渡嘉敷村離島住民割引カード本人名義の車輛対象とし、2週間以内に帰島するものについては適応いたしたいというふうに考えております。詳細につけては総務課の方から説明させます。

○ 神里敏明総務課長

村長が述べたとおり、修理についても適用はしていきたいというふうに考えておりますが、実施年度は次年度31年度から予定しております。

○ 3番 平田春吉議員

ありがとうございます。おそらく村民みんな喜ぶと思うんですよ。ですからぜひ早めにお願ひしたいと思います。

次いきます。旅行村のキャンプ場の炊事場についてでございます。炊事棟というんですかね。角が壊れて鉄筋もむき出しの状態です。お客さんから相当苦情がまいります。何とかしてくださいということで、一般質問出したんですが、何か目安はどうなんでしょうか。

○ 松本好勝村長

議員ご質問の青少年旅行村炊事棟については、ご指摘のとおり老朽化に伴い改修が必要だと認識はしております。青少年旅行村施設は平成25年度から一括交付金を活用し継続的に整備を実施しており、その計画の中で炊事棟については、平成31年度に改修設計を行い32年度に改修工事を施工する計画となっております。青少年旅行村施設については、継続的に指定管理者に管理委託を行っておりますので、今後、協議をし最善な施設管理が行われるよう図ってまいりますというふうに思っております。

○ 3番 平田春吉議員

やっぱりね、見てもあまりいいもんじゃないですよ。だからぜひ観光客を呼び込む施設ですので、きれいにみんなが使いやすいように苦情がないようにやってほしいと思います。以上で私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで3番平田春吉議員の一般質問を終わります。

次に4番小嶺勉議員の発言を許します。

○ 4番 小嶺勉議員

前にも質問しましたが、公道、郵便局の通りですけど、前、役場が注意してから少し

よくなったんですが、また再び迷惑な駐車が多くなっております。これ村民からも看板を立てるとか、そういう方法もあるんじゃないかという意見も出ていますが、行政側としては、どういうふうに対処するのか、答弁願います。

○ 松本好勝村長

警察官駐在と連携をして車輛所有者への指導を行ってまいりたいというふうに考えております。また看板の設置については駐在員と協議をして進めていきたいというふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

向こうは近くに診療所または消防車の車庫もあります。緊急のときには、そういう車も通ると思います。村長の答弁でもよろしいですし、やるとしたら早ければ今年何月ぐらいまでにはできそうか教えてください。

○ 松本好勝村長

この件につきましては、早速、駐在さんと協議をして決定したいというふうに思います。

○ 4番 小嶺勉議員

前にも確か駐在と相談してみるという答弁があったと思うんですけど、その後、何も相談はなかったのでしょうか。

○ 神里敏明総務課長

前回、議員からの質問がありまして、駐在と話をして「こういったことがあります」ということで、協議をしまして、その後に議員もおっしゃったように一時期確かに良くなっていました。駐車車両が減ったというふうに私も感じておりました。その後は特に駐在との協議は現時点では行っておりません。ですけれども再度、住民から要望があつて看板の設置につきましても合わせて再度協議をしたいというふうに考えております。

○ 4番 小嶺勉議員

向こうは診療所に通う村民、また多くの方が郵便局に出入りしています。みんなほとんどの方、車まで行かれています。そういうことで皆さん非常に不敏を感ずかっていると思います。できれば早めに改善して村民が快適に安心してそのへんから車を走らせられるように行政には一刻も早く改善していただくようお願いしておきます。

次、生活用水についてですが、今年に入ってから非常に雨の量も少なくなっています。これ年々、降水量が非常に県全体としても少なくなっているという現状ではあります。今、行政では節水を放送で毎日呼びかけているわけですけど、なかなか簡単に、はい、そうですかと細かく節水に努力するか、否かはわかりません。そのへんで行政一丸となって全ての課を横断するかたちで、どうしたら節水できるかを考えながら本気でやっていくことを考えなければいけないんじゃないかと思います。なぜか、たぶんこれは予想ですけど、今年の梅雨はあまり期待できそうにもありません。要するに台風でも来ない限り降水はないだろうということです。明日、我が沖縄県の方でも渇水対策会議を開くみたいなニュース

も朝やっていたけど、県の方でも8年ぶりということ。ということは我々離島でもこんな小さいダムでしかも観光客もこれからばんばん増えます。つまり水の使用料も増えるということですね。本気で取り組みされなければ後で想定外だったなどということにならないようにやってほしいと考えますけど、行政としてはどういう考えでしょうか。

○ 松本好勝村長

いろいろ心配していただいて大変ありがとうございます。毎日、毎朝といいますかね、天気予報を見て雨降ってくれのかなと願っておりますけれども、幸いにして木曜日、明日から1週間程度ですかね、予報では雨という予報がでております。沖縄県、しかしながら近づいて来るとだんだん雨が消えて晴れになるというふうなことで大変心配している状況ではございます。ただ村として今現在やっておりますのは、この件につきましては、村全体の深刻な問題だと懸念をしております。貯水率が50%を割り込んだ5月15日から節水の呼びかけ防災無線にて毎日行っており、村の広報誌やホームページでも協力依頼をしております。また今月4日には渇水対策本部会議を開催し、情報の共有と今後の対策について協議を行っております。議員ご提案の節水方法等についてはチラシを作成し、宿泊施設等へ優先的に配布し、各家庭への配布を行っております。平成5年以来の制限給水や隔日断水が実施されないよう、できる限りの努力をしていきたいというふうに思っております。ひとつこれからも毎日のように呼びかけをしていきたいと思っております。本当に私もウフグムヤーから水を引いた平成5年を思い出します。今のダムができて、もうそこには行けない状況になっていきますけども、ダムの中から歩いて行ったというふうに今からもう25年前ですかね。そういったこともありますので、そうならないようにぜひ努力をしていきたいというふうには思っておりますけれども、みなさんご承知のように嬉しい悲鳴と言いますかね、毎年のように1万人ほどお客さんが増えてくるということで今年は去年29年度は14万人余りでしたが、おそらく今年度は順調にいけば15万人観光の方々に来られるんじゃないかなというふうに思っております。造った当時のダムの想定としては、おそらく1千人を規模に渡嘉敷人口ですね、それに合わせて造ったかと思えますけれども、あっという間にこういう状態になるという嬉しい悲鳴もありますので、このことにつきましては私たちは今後の問題としても、この水対策については、これは沖縄県一円として水道広域化も出ていますので、それに合わせて今後も要望等をやっていかなければいけないというふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

村長、これから例えば1週間以内に20ミリ程度の雨が降ったとしてもほとんど山も陸は全て乾ききっていますので、ほとんどダムに溜まる水はないと考えられます。これからちょっと懸念しているのは、今ダムの水が40%、または30%と減っていくと、これから考えられるのは水質の問題です。だんだん水が減っていくと水質は非常に悪くなってきます。そういう対策も考えなければいけないということ、その場合個人的な考えですけど、万が

一ですよ、淡水化施設というのがありますね、リースのそういうのを借りてきて淡水化した水と20%切ったダムの水をミックスして流すという方法も検討しておかなければいけないんじゃないかと考えています。そのへんゆっくり行政も分析しながら考えて対策を練ってほしいとお願いしておきます。

前に質問したロープウェーの件ですが、村長はちょっと県の方に聞いて見るとおっしゃっていましたが、その後聞かれたかどうか、お願いします。

○ 松本好勝村長

確かに前回の議会で、このロープウェーの話が出て私も県に聞いてみますという返事をいたしました。ただ今の時点で聞いておりません。と言いますのは、市町村長等の集まりと県からのいろいろ説明の場で、毎年続いている近年に来て続いている予算削減、毎年沖縄県の予算が削られていっているというふうなことで、市町村長も束になって、これはもう県の予算を少なくして市町村に予算配分したらどうかという意見まで出ております。そういった中で、さすがにこのロープウェーの話を議題として上げることはちょっと気が引けてまだ話しておりません。いずれにしましても、こういった夢みtainな話ではありますが、これからの問題としてそのことは上げるつもりではありますが、現時点のこういう予算の厳しい中では提案をしておりませんので、そこらへんちょっとご理解をしていただきたいというふうに思います。

○ 4番 小嶺勉議員

村長が笑いながら答弁するときは、たぶんやらないだろうと考えますけど。この前の新聞にも、やんばろの方でロープウェーを引こうかという話題がまた出ていました。村長、私が言っているのは、村の予算とか県の予算を貰ってやりましょうじゃなくて民間活力を利用して検討したらいかがですかということです。これは直ぐ確かに今にも明日にでもできるような構想ではありません。10年、20年の感覚で考えていかなければいけないことと考えています。ただ可能性として、これから外国の観光客もぼんぼん増えてくるという可能性が十二分にありますので、さっき村長の答弁で毎年2万人ほどの観光客増えていると、おっしゃっていましたが、これからもっと増えると思います。かえって対応するのに苦労するんじゃないかと考えるくらいであります。将来的な展望からしても、この件は村長には検討しておいていただきたいとお願いしておきます。何かチャンスがあれば、ぜひそのへんで話題にも出してください。

次4番、村道これも前にも質問しました。この件も駐在と相談してみるということでしたけど、これ相談の結果というのはどうなりましたでしょうか。

○ 松本好勝村長

この件につきましては、出野駐在所長を通じて那覇警察署交通対策課規制係へ問い合わせしたところ道路への規制表示は警察の管理下で村の施行することはできないと回答をいただきました。幼児や高齢者など歩行者へ対する車輛への注意喚起として看板や標識等の

設置を行っていきたいというふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

村民の安全・安心、生活かかっているわけですから、村は警察とも協力しながらむこうは子どももお年寄りもよく通りますので、ぜひ確実にやってほしいと私は思います。何か事故があつてからでは遅いわけですから、そういう安全・安心して生活するためには、必要であるものは警察も計画しながら村も全面的に行動していただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番小嶺勉議員の一般質問を終わります。

次に5番當山清彦議員の発言を許します。

(「休憩をお願いします」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 當山清彦議員

おはようございます。通告書に従いまして一般質問を行います。まず、見花原遊歩道についてお伺いします。渡嘉敷慶良間諸島国立公園3周年を記念して整備されたこの施設でございますけれども、通告書に記載してありますとおり、利用者からは大変不便なお声をいただいております。まず高齢者の利用を考えて設計されていない。まず自然を利用している設計になっているかとは思いますが、行かれて後悔される方が多いということで、他にもトイレがない東屋が不足している。ゴミ箱が無い等、多く課題があると、私は認識をしております。また環境省ともしっかりと協議をしていただいて村費でも私は整備できるのではと思っております。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

ご質問の見花原遊歩道については、環境省が整備を行っていることから、村から意見として回答することは控えたいというふうに思っております。従って議員からの要望意見として環境省へ、こういうことがありますよということを伝えようというふうに思っております。

○ 5番 當山清彦議員

そのような答弁だとは思ってはおりましたけれども、当局として、これだけ問題も上がってきております。当局で問題を解決することは考えていないのか、もう一度伺います。

○ 松本好勝村長

このことについて、まず最初に環境省の見解を申し上げます。当該歩道の設計にあたっては、渡嘉敷村と意見調整を行いながら整備方針及び設計内容について決定をしていると、そして当該歩道は自然条件を生かした探勝歩道として整備し、ある程度の耐力や探勝利用

に必要な探勝等を有する公園利用者を利用者は想定している。探勝と言いますと、名所などを訪ねて歩く、歩き回るといふことの意味らしいです。整備や既存の歩道を極力維持しながら周囲の風致や路傍、道ばた、路傍植生の保全に可能な限り配慮して行っていると。当該歩道の維持管理については慶良間諸島国立公園、見花、大見座線道路歩道維持管理に関する協定書に基づき村のご協力を得ながら実施している。当該の歩道については新たな整備等を行う計画はないが、安全且つ快適な利用が確保されるよ引き続き村の協力をいただきながら適切な運用に努めていくと、いうふうなこと等でございます。

そして一つ、ごみ箱の件も議員から提案させていますけれども、ごみ箱は基本的には島内で発生する、島内というのは、その場所内という意味合いです。ごみは持ち帰り所定の場所、例えば青少年旅行村、あるいはまた港待合所に捨てるようガイドブック等に明記しておりますので、現在のところ、ごみ箱の設置は考えておりません。見花原は人里離れており、家庭ごみの投棄や野生動物、カラス、ネコ等によるごみあさりの増加が見込め、せっかくの景観を損ねることが懸念されるということでごみ箱も設置をしておりません。森林公園できてじき、ごみ箱を2カ所大きいのがありましたが、そこで遊んでもらうのはいいんですが、弁当も食べたならそこに捨てるというふうなことで、片づけしても翌日はもうカラスがみんなつついて、そこら辺に散らばっているというふうなことで撤去をいたしました森林公園。そういったことも踏まえて、今回も当初からそこにごみ箱設置するのは見込んでおりません。議員ご指摘のような、こういったこと等についての例えばトイレ等の問題についても、これから環境省にはこういう要望がありますよという提案をしていきたいというふうに思っております。

○ 5番 當山清彦議員

ありがとうございます。しっかりと環境省と協議を行っていただいて、また一番やっていただきたいのが、利用者に対して不特定多数の利用者がおりますので、しっかり入口の方に、そういった注意書き等を書いていただけたらと、これが一番の解決策だと思っておりますので、そのへんを強く要望いたします。

次の質問に移ります。ドローンについて伺います。ドローンと記載しておりますけれども、正式には無人航空機に関してでございますけれども、この無人航空機の利用は航空法の法改正によって厳しく定められているわけですがけれども、渡嘉敷村においては航空法の範囲外ということで、現在、許可無しでも飛行ができる。ただ150m以上の区域等はまた許可がいる人口集中地区の上空、空港等の周辺上空の空域等の整備はされております。私が調べた段階では前島はその空域にかかっていると、渡嘉敷はぎりぎり入っていないという状況で、また村外から来られる空撮の関係者からも渡嘉敷村は条例もないと、その広告もないから楽だよという話を伺っておりますが、観光業者の方から大変不安の声をいただいております。もし観光客の方に落ちたら、後は盗撮と、そういったものも含めて、現在、航空法では本村においてはたぶん規制ができない状況ですので、村単独でしっかりと条例整

備が必要かと思っております。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

はい、ドローンの飛行については、航空法により空港周辺の空域150m以上の高さの空域や人口集中地区の上空については飛行機禁止空域となっております。飛行する場合は国土交通大臣の許可が必要となります。またドローンを飛行させる際、基本的なルールが平成27年12月10日より義務化され、日中と言いますと、日の出から日没まで飛行させること、規制範囲内で常時目視範囲内で常時監視して飛行させること。第三者または第三者の建物、車輛などの物件との間を30m以上保って飛行させること。多数の人が集まる催し場所の上空を飛行させないこと。危険物を輸送しないこと。物を投下しないことが定められております。これらのルールによらず飛行させようとする場合は、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。それ以外にも飛行させてはいけない場所が細かく示されておりますので、ある程度住民や観光客の安全は確保されるものというふうに思っております。

○ 5番 當山清彦議員

今、村長が申し上げた内容をしっかり理解している利用者があるかどうかというところが問題で、ビーチでも実際飛んでおります。住宅でも飛んでおります。またここに空撮に来る方々、たいがい海を撮りますので港、フェリーバースの上でも飛んでいるのを何回も私は見ております。そこで航空法132条の中での規制は厳しいと思います。私が先ほど伺ったのは、しっかりと当局の方で条例整備が必要だと思っております。罰則も含めて、その件に関して答弁をお願いします。

○ 神里敏明総務課長

當山議員の無人航空機の飛行についてですけれども、先ほど村長も述べましたとおり平成27年に航空法の改正と同時に無人航空機ドローン、ラジコン等の安全の飛行のためのガイドライというのが定められておまして、その中には先ほど村長が申し上げましたとおり、日没まで、日中の飛行に限られますよということや、人が集まる場所では飛行させてはいけませんよということ。それから個人の建物住宅等に30mの間隔を取らないといけませんよというようなことが定められておまして、その中でも罰金制も定められておまして、そのルールに違反した場合には50万円以下の罰金が課せられるというようなことで、ちゃんと航空法の中のガイドライでも定められております。

私の方で県内のそういった市町村での条例を調べた範囲では特にはないです。定めているところは公園だったりとか、例えば首里城公園とか、琉球村、美ら海水族館とか、記念公園とか、座喜味城跡とか、そういった城とか、そこらへんは特定した場所で飛行はだめですよという条例規制はあるんですけれども、それ以外のもので市町村で規制しているのは調べた範囲内ではないというふうに見ております。

先ほど言いましたように、ガイドライである程度の規制ができるかと思っておりますので、もしそういった人を見かけた場合には、そういったガイドライがあります、それにちゃんと

沿ってやっていますかということで確認して、もし実際に飛ばす場合には、ガイドラインによらずに飛ばす場合には国交省大臣の承認が必要です事前に。そこらへんも持っていますかということで尋ねて、持っていなければ飛行はだめですよというような指導もできるかと思っております。

○ 5番 當山清彦議員

先ほども申し上げたとおり、盗撮等の懸念、どうしても観光客、水着等でいらっしゃると、こちら観光業者から強く要望されています。そのガイドライでやってもどうしても規制というのは厳しいのかなど、なのでビーチ、または港湾等にしっかりと注意書きも必要だと思っております。私としてはしっかりと条例を単独で整備をしていただきたい。ということ強く要望して、どうか検討いただけたらと思います。

次の質問に移ります。こちら継続して質問させていただきます。29年の第7回の定例会で質問いたしましたけれども、公契約条例についてですが、県は予定どおり4月から条例を定めております。県の動向を判断するという、見ての判断というようなご答弁だったと思います。早急に私としては公契約条例は本村においても定めていただきたいと思っております。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

公契約条例については、沖縄県が平成30年4月1日から施行しております。現時調べた範囲では県内市町村ではまだ制定しているところはないというふうに思っております。公契約条例は労働者の賃金を適正な水準に引き上げることなどを目的に制定され、賃金の下限額以上の賃金を義務づける規制型と義務づけない理念型があり、沖縄県は理念型を導入しております。規制型の場合は発注者及び受注者の負担等を懸念され、導入には慎重に検討する必要があると思っております。従いまして本村も引き続き他市町村の動向を見て検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 5番 當山清彦議員

以前申し上げたとおり沖縄県も遅い方です。他の都道府県市町村では既に始まっているところもあり、先ほどの答弁でもありましたが、当局の答弁が他の市町村がやっていないという答弁が多いんですね。いいじゃないですか一番最初で。以前申し上げたとおり官製ワーキングプア、この要望になるわけですが、今回、県の条例の第3条に記載されております。県契約はその履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され及び履行されなければならない。というふうに記載をしております。私としては早急に村でしっかりと整備をしていただきたいと思っております。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

本村も引き続き勉強しながら他の市町村との動向を見て、検討していきたいというふう

に思います。

○ 5番 當山清彦議員

県でもA4用紙2枚です。これだけです。直ぐにできると思います。他の市町村じゃなくて、何とか私どもの村で初めにやっていただきたいと思っております。また継続して質問させていただきます。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。船舶燃料の委託事業者の選定についてお伺いいたします。こちらでも継続質問です。29年第7回定例会での質問です。監査でも指摘をしてきました。それでしっかりとした回答がないので一般質問にあげた経緯がございます。まず進捗状況について伺います。

○ 松本好勝村長

進捗状況につきましては、前回述べたとおりのことしか、現在のところは回答できません。

○ 5番 當山清彦議員

では2番伺いますが、地元企業の保護育成という言葉が村長は使われていたと思いますが、他の企業、事業者に対して、地元企業の保護育成どんな取り組みをしているのか伺います。

○ 松本好勝村長

地元企業育成についての取り組みについては、一括交付金を活用した離島食品日用品輸送経費等支援事業による小売店の生活必需品の運賃軽減や直接的ではございませんが、渡嘉敷村観光振興事業、これ一括交付金と村単費により商工会へ事業補助金また運営補助金として活用していただいております。修学旅行や観光客誘客受け入れ等の事業に充当し、地元事業者等のピーアールを行っております。旅行社の招聘、そしてDVD、パンフ作成等でございます。

○ 5番 當山清彦議員

今教えていただいたとおりですね、地元企業に対しての特定した支援というものは僕はないのかなと思っております。この質問を上げてから大変村民の方からも反響が大きいものでございます。正式名称忘れましたが、旧ターミナルのテナントの問題に関しても上げてきましたけど、しっかりとした公平性を持ってほしいということで監査でも私は指摘をしまいいりました。その中で見積書の額も一致するような状態、これを国、県が見て何とも思わないのかどうか、私としては公平性はないものと思っております。しっかりと入札していただきたい。これは以前にも述べてあると思っております。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

私たちとしては、現在2業者から取っておりますけれども、この件に関しては、旅客船協会等から、沖縄県の離島航路に関する16社の業者から各航路の値段を示すのが年に2回ほどこちらに報告がきます。それを見て私たちも比較対象しておりますけれども、そんなに

誤差がないというふうに感じておりますので現在のままでそういうふうなことをやっております。しかしながらそれが透明性があまりはっきりしないとか、そういったこと等で本当にそうであるならば入札を10社なり5社なりさせて透明性を持たすのがいいのか、そうなるとどうしても大きいそういった会社等には勝てないであろうというふうな予想もされるわけです。ですから私たちとしては地元企業育成という観点から現在の方法を取っております。あまりにも誤差がある場合には、それなりの指導はやっていきたいというふうに思っております。

○ 5番 當山清彦議員

私が言っているのは、見積りを2社から取りますよね、その額が一緒なんです。ずっと。これをやる必要があるのかということにもなってきます。1件伺いたいんですが、どちらも同じ業者が入れていますよね。間に入る業者が漁協と渡嘉敷石油さん、2つという大元は一緒じゃないですか。見積額も一緒の状態、これが本当にいいのかどうかです。このような状態で、これまで国から補助を受けていると思いますけど、国も県もこういうものは何も言ってこないんですか。

○ 松本好勝村長

私が知るところによると、そういった非を直接受けたことはございません。

○ 5番 當山清彦議員

以前、前の島村船舶課長と話した時も指摘はされると、ただ村長がおっしゃるように地元企業の保護育成と、そういう言葉を活用して今に至ると。ただ以前も申し上げたとおり、これから監査基準というものが大変厳しく定められてきます。総務省が今年の11月だったと思いますけれども、これを指針を出します。それに基づいて監査基準というものを実写入りで作ってきます。そういうことも見て、僕が今の段階で見て、燃料に関する書類はおかしいと思います。それを指摘したと思います。そのことに関して答弁お願いします。

○ 松本好勝村長

もしも今やっている方法が適正でないということであれば、後はもう、何時何時入札しますよということで発表して、そして業者来てもらって現に現場を見てもらってやる方法しかないというふうに思いますけれども、そこらへんに関しては、私たちが前から言っているように、地元企業の優先保護育成というのを抜きにするのであれば、そういったのは可能であるかとは思いますが、こちらで働いている島の従業員の方々もいらっしゃるわけですから、これはもう少し検討してじゃないと答えようがないというふうに、私は現在この立場では、そういうふうに申し上げておきます。

○ 5番 當山清彦議員

はい、おっしゃるとおりだと思います。地元の企業も育成も大事だと思いますけど、私が言いたいのは、しっかりとした公平性をもっていただきたいということでございます。現在、高速船のことに関して、次期沖縄振興計画の件ですけれども、まだ政府内では話し

合われていない状態で、自民党内の美ら島議連と沖縄振興調査会の中で、今、次期沖縄振興計画について協議が行われている中で、前の島村課長と話しながらですね、今行われてきた船の買い取りの事業を継続してやっていただきたいという要望も、今、口頭ですが、今から書類で出しましけれども出しております。そんな中で国や県や県議、国会議員がこのような状態を見て補助しようと思うかどうかですよ。僕としても今の現状でまた国に対して手厚い支援というのはやっぱりおかしいというふうに私は思っております。村長も検討していただけるということですので、村長、任期近です。しっかりと検討していただいております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。離島活性化事業について、こちらは一般質問の沖縄振興特別交付金の質問の中で、以前29年第5回の定例会でお伺いしました。空き家のリフォームの関係事業を総務課長の方から答弁いただいたと思っております。確か5件ほど予定されていたと思いますが、進捗状況を伺います。

○ 松本好勝村長

平成29年度渡嘉敷村空き家活用事業により、空き家の実態調査を実施し、空き家の可能性ありの件数が49件、空き地の可能性ありの件数が67件、その中から利用実績があるものを除いた上で空き家19件、空き地32件に対してアンケート調査を実施しております。その結果、空き家で8件、空き地で8件の回答をいただき実際に活用意向を示した空き家の所有者が3人これ4棟ですね。空き地の所有者は6人という結果が出ております。平成29年12月定例会での當山議員の質問に対して、平成30年度はリフォームを実施すると答弁いたしましたが、内閣府とも調整し、平成30年度は空き家の改修設計業務のみを実施することになっており、これらの発注となります。

○ 5番 當山清彦議員

現在、手はつけていないということですよ。これで以前答弁いただいたのは5件ということでしたけれども、この件に関して今どのような状況なのか伺います。

○ 神里敏明総務課長

空き家活用事業、沖縄離島活性化事業の中でやっている事業ですけれども、当初目標として空き家5件、5戸を目標としておりましたけれども、先ほど村長が申し上げましたとおり、実態調査等行った結果3名の所有者、合計4棟の活用が見込めるというような結果が出ております。それに基づいて当初平成30年度にその分をリフォームしようというような考えでございましたけれども、改修するには設計が必要ということで設計とリフォーム両方単年度でやるのは厳しいということで内閣府の方と調整しまして30年度につきましては、改修する空き家の設計のみを実施するというようなことであります。

現在、先ほど申したように、所有者3人、4棟の物件対象空き家があるということですが、これはあくまでも実態調査に基づくもので、実際その空き家を見た限りでは空き家として活用難しいというような建物もございますので、それ以外に今年度で可能な空

き家を更に選定して、できるだけ今年度で5棟の設計をしたいなというふうに考えているところでございます。

○ 5番 當山清彦議員

今年度で調査費ということになると思うんですが、使えなさそうな物件もあるということで、しっかりと調査をしていただいて住宅不足の解消にまいりますので、調査で、次年度の着工に至るまでしっかりと進めて行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。渡嘉敷小中学校、阿波連小学校の体育館へのエアコン整備についてお伺いいたします。過去、教室へのエアコン整備をしていただいたことをまず感謝申し上げます。また生徒さんからも大変嬉しい喜びの声も聞こえている中で、体育館へのエアコンの整備をしていただきたいという今回の要望でございますけれども、文科省が公立学校施設の空調設置状況の調査をしている中で、体育館や武道場の設置数というものは全体の1.2%、大変低い数字となっておりますけれども、どうしても他の自治体は沢山の学校があるわけで整備も厳しいと思います。ただ本村においては2校2つとなっているわけで通告書に記載してありますとおり、子どもたちの健康管理との観点からも整備をしていただきたいという要望でございます。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

学校関係、子どもたちの関係につきましては、3件ほど當山議員の方から出ていますけれども、このことにつきましては教育長の方から答弁をさせたいというふうに思います。

○ 宮平昌治教育長

當山議員のご質問についてお答えをいたします。学校の体育館についてですが、夏場における体育館の中が暑くなるということは承知をしておりますが、体育館は教室と違って天井が高く輻射熱も抑えられるため窓を開けて風通しをよくすれば子どもたちの体に不調をおよぼすようなことはないかと考えております。体育の授業それから部活動等では思い切り身体を動かして活発に活動することが子どもたちの心身の発達にも繋がるんじゃないかと思っておりますので、本村としては体育館へエアコンを整備することについては、現在のところ予定はいたしておりません。

○ 5番 當山清彦議員

通告書に記載してありますとおり、体育だけで体育館というのは使われるわけでもないわけでありまして。こちらで話しをしていても子どもたちはどうしても暑いと、その中で極端に冷やせということではなくてですね。空調ですので適温にさせていただけたらいいわけで、子どもたちからの要望もたいへん多いわけでございます。

他の自治体のことですがけれども埼玉県朝霞市という自治体が34年度までに市内の全小中学校の屋内運動場にエアコンを整備するということを発表しております。本村で言えば2つしかない体育館ですし、また入学式、卒業式、我々も来賓として行きますけれども、

毎回毎回汗だくの状態で大変厳しいと子どもたちの要望も強い。どうか2つしかない体育館ですので何とか検討いただけたらと思います。また今回初めての質問ですので、継続して質問していきますけれども、他の自治体でもやっていることですので、何とぞ、ご検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。教育委員会の事務の点検評価についてお伺いいたします。中央教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、これが平成16年にあったと思いますけれども、そこから平成20年度から各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することを規定しております。過去8年間、教育委員会が報告書を提出していない現状でございます。提出を怠った理由、今後の取り組みについて伺います。

○ 宮平昌治教育長

議員のご指摘のとおり、報告書が長期間議会へ提出及び公表がなされていなかったことにつきましては、お詫びを申し上げたいと思います。報告書の提出を怠った理由ということでございますが、何らかの理由で作成を見送ったということではなくて、単に報告書の作成業務を行っていなかったということだと思っております。今後の取り組みにつきましては平成29年度の報告書を今年中に議会への提出、公表を行えるよう作成作業を進めているところでございます。

○ 5番 當山清彦議員

その怠った理由がちゃんと答弁されていないと思うんですが、委員会そして当局の中でこういったこと議論されていないのか、何も当局内ではおかしいと思ったことがないんですか。法で定められているものをここまで怠っているわけでございますので、しっかりと協議していたのかどうか、それともただただ放置していたのか伺います。

○ 宮平昌治教育長

私も昨年、教育長に就任しまして、そのときの前任の教育長から引き継ぎでこういう報告書を今まで作成していなかったの、今後これ作成をするようにという引き継ぎは受けました。昨年度、作成しようにも前年度の資料が作成できておりませんでしたので、昨年度の報告書の作成できませんでした。今年度につきましては昨年度の報告作成資料、今課内で作成準備しておりますので、それはできる方向で今進めております。過去8年につきましては、これは推測ではあるんですが、単に作成を怠ったということではなかいかと思います。

○ 5番 當山清彦議員

法律で定められていることをしてこなかったということで怠慢以外のなにものでもないと思っております。教育長の指導力、村長の指導力が必要だと思います。また今年度しっかりとやっていただけるということで、それを見てまたお話をさせていただけたらと思いますけれども、今後こういったことがないようにお願い申し上げます。

次の質問に移ります。島体験留学についてお伺いいたします。今年度で制度が終了いたしますが、始まってから3年が経過してまいりました。私はこの制度に対しては反対の立場で議会休憩中が多かったですけれども、議論をさせていただいた中で、今現在、里親も増えている状況の中で、私が一番申し上げたかったのは子どもたちの健康管理です。これおかしいですよと教員から指摘を受けて、私は一般質問で出した経緯がございます。

そして以前、一般質問の中でも言いましたけれども、島体験留学実施委員会、私この委員会も疑問に思うところが多いですので、第三者を含めた調査検討というものが今後必要なのかなと思っております。当局の見解を伺います。

○ 宮平昌治教育長

島体験留學生の受け入れにつきましては、28年度から導入しまして今年で3年目を迎えることになります。これまで学校での様子、それから里親宅での生活に関する課題や改善事項等については、制度実施委員会での協議や個人面談を行うなど、その都度、課題等を解決を図ってきたところでございます。留学制度を今後も継続するかどうかや、これまでの総括、それから評価についても制度実施委員会で検討することにしており、協議の結果、次年度からも継続するということが決定された場合は、これまでの制度では不具合があるというのでことであれば見直し等の議論も必要かと考えております。第三者を含めることについてはどういう目的で第三者を含めるのか、現行の制度実施委員会では問題等があるのか、等々について制度実施委員会で説明をし、了承を得る必要がありますので委員会に図ってみたいと考えております。

○ 5番 當山清彦議員

その検討を行っていく今後のタイムスケジュールについて、今、決まっている内容があるんでしたら伺います。

○ 宮平昌治教育長

今年度第1回目の制度実施委員会の開催を今月の21日に予定しております。

○ 5番 當山清彦議員

全体のタイムスケジュールですね、次年度から継続していくのかどうかの協議も含めて実施委員会のみで行っていくのか、私としては以前この中にたぶん里親も入っていたと思います。そこをご指摘申し上げたと思います。その点も踏まえて今月、実施委員会行うということですけど、何時、次年度からやっていくのかどうかの検討を行っていくのかについて伺います。

○ 宮平昌治教育長

第1回目の委員会で提案することにしております。

○ 5番 當山清彦議員

申し上げたとおり、第三者の意見が私は必要だと思っております。この実施委員会の中で話し合われて議会に諮るだけでは、私は不十分だと思っております。以前も指摘申し上げ

げたとおりでございます。また21日、第1回話し合われるということで、この件についても協議をいただけたらと思います。以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番當山清彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に6番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

3点ほど通告しておりますけど、一般質問行う前にですね、5月31日にセンターの方で妻が倒れて浦添総合病院にヘリで送患されました。皆さまには大変お世話になったことをこの場を借りてお礼申し上げたと思います。ありがとうございました。

一般質問に入ります。公共施設についてでございますけど、先ほど5番議員からも体育館のクーラー設置等の問題が議論されておりました。私の方はそれよりも予算を下げての冷水器の設置がどうかということでございます。みなさんもやがて本格的な夏が来る前にですね、よく熱中対策等をいつものように村内放送で呼びかけております。郵便局あたりに行くとき冷水器といますか、ちゃんと設置されております。本村の役場にはそういったのも全く検討もされていない。渡嘉敷小中学校におきましては冷水器が故障したのにもかかわらず予算がないから修理しないと、これ皆さん日頃から熱中症の呼びかけをしているのにね、以前はあったわけですよ。渡嘉敷小学校も壊れたからやらない、以前設置したということは必要だから設置しているんですよ。阿波連小学校においては新しくできた体育館だけ配管はされているけど設置されていない、やるのが何かおかしいですよ。配管はするということは設置することを前提に配管しているはずですけど、そこらへんのことですね、どのように考えているかと、まずお聞きしたいんですけど。子どもたちはやっぱり熱中症かかるぎりぎりまで体育館でいろいろな運動しますよ。私は2年前に熱中症で倒れてたいへんな思いしたので、熱中症というのは皆さんが想像する以上に、大変なもんだと思っているので、私は改めてちょっときつく言いますが、皆さん配管はしているけど設置しないとかね、以前あったものを新たにまた設置しないという、何と言いますかね、大変 グブリー な言い方だけどもね、無神経なところに憤りを感じての質問でございます。答弁よろしく申し上げます。

○ 松本好勝村長

私もこの質問を見まして、一般質問の協議した場合にも、へーというふうに思ったんですけど、ここの内容ですね。詳しく説明させますので、私自身この質問を見てびっくりをしたところでございます。ですから教育長の方からこの内容等を説明をさせますので。

○ 宮平昌治教育長

それでは與那嶺議員の質問の準をおって答弁をさせていただきたいと思いますが、まず阿波連小学校につきましては、今月中に体育内の玄関内に冷水器を設置することにしております。渡嘉敷小中学校の体育館でございますが、体育館の冷水器につきましては、今現在故障中でございます。これは主に部活動の際の水分補給等に必要だからということで学校からのお願いもありまして、修理予算を要望していたんですが、現状は学校においてはスポーツ飲料や麦茶等をキーパーで利用することも多くて、それから各行事等においても氷の利用が多いということから、どちらかという製氷器をお願いしたいということがございまして、その製氷器の設置について優先的に認めてもらったことから財政当局とのヒアリングの中で冷水器の修理は行わないということで協議しての結果でございます。一方的に私たちがあげたものが財政当局から頑なに断られたということではなくて、そういう理由でのことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから渡嘉敷小中学校につきましては、校舎の1階に1台、それから2階に2台冷水器が設置されておりますので、児童生徒はいつでも水分が補給できるような、体制は取っているということでございます。幼稚園につきましては、これは園の方針として、園児へは生水を与えないようにということをしていることから、湧かした麦茶を冷やして使用していることから冷水器の設置の必要性は低いんじゃないかなというふうに考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

あのね、教育長さっき阿波連小学校6月に設置するというけど、私の見落とししかどうかわからないけど、予算書には計上されていないということで私はあえてまたそのように受け取ったけど、もし予算書に計上されてあったらそこらへんはお許してください。

渡嘉敷小中学校におきましては、教室等にあるというんですけど、私あえてこの体育館と書いてあるのはね、教室で授業しているときに、そんなに熱中症になかかると心配しないはずですよ。体育館だからあれだけ暴れる、5番の議員さんの答弁に対してね、天井も高いからクーラーはいらないだろうという答弁でしたけどね、じっと座っていたら確かに暑くないですよ。動き回ってごらん、どれだけ暑いか、そういうのは学校側からも要求されたというけど、学校に聞いたら予算がないから修理しないということですけど、改めて聞きます。両校の体育館に設置する予定ありますか。

○ 宮平昌治教育長

阿波連小学校につきましては、先ほどお答えしましたとおり今月中に設置すること申し上げたんですが、これは村の予算ではなくて、一般の企業から寄贈するというのが話ございまして、その話が煮詰まって今月中には設置しますよという返事をいただいているということでございます。

それから渡嘉敷小中学校につきましては、先ほど2階に2台あるということで、ご答弁

させていただいたんですが、学校との話し合いの中で体育館に1台移す方向でということで調整はしております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

企業が寄付してくれるということはあるありがたいことですね、感謝申し上げます。というのは私の予算の見落としじゃなかったということも含めて付け加えておきます。

次いきます。空き地問題についてでございます。これも3月定例で質問しました。今空き地問題ということは、私に言わせると子どもの遊び場がないのでぜひ造ってほしいということで、3月定例ではその空き地を何箇所か私の実際回ってみて、皆さんの方に何箇所か場所を説明したと思います。先ほどの空き家、空き地の問題等で6人ほどが空き地に対しては理解示しているということでしたので、その後私の3月定例以降ですね、村長、その空き地、子どもの遊びに対しての地主との交渉をなされたかどうかですね、それを伺いたいと思います。

○ 松本好勝村長

空き地等に対しましては、貸してもいうというふうに本人たちは言っているんですが、肝心の名義変更がされていないのでちょっと待てというふうなこと等が2件ほどあります。渡嘉敷の場合には、これ阿波連も言えるかと思うんですけども、空き地があってもなかなか親の代、兄弟同士でその名義変更がされていない、長男の名義になっているとか等があつて、名義変更がずいぶんされていないなというのを思っております。名義変更すれば直ぐ貸しますよという1件は了解を得ておりますけれども、じゃあ名義変更先にやってくださいよと、いう話までは出しているところもあります。

(「休憩お願いします」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

失礼しました。今ね、村長、私そんな難しいことじゃないと思いますよ。はっきり言って村長の交渉の弱さですよ。もっと積極的に使わない土地、草も生えて、それを村に貸してきれいにして子どもの遊び場にするということは、相手側でも理解すると思いますよ。もう少し説得あるようなことで交渉を希望しますね。なにも政治は大人のためだけの政治じゃないですので、そこらへん強く申し上げておきます。9月も同じ質問をしますので、発展性のある答弁を期待しております。

次いきます。環境整備についてでございます。その中でも下水処理場、これは阿波連区の方は20年ぐらいになりますかね。渡嘉敷区の方は未だにされていないと。この問題等は何度か、いろんなところで行政懇談会とか等でも度々出ているのを記憶しております。隣村におきましては、もうかれこれ30年ぐらい前ですから、各集落とも下水道整備がされて

おります。字渡嘉敷区においては皆さんのお答えは財政難だから財政を圧迫するからできないという非常にいたって簡単な答弁で今日までできております。私は村長ね、下水道整備するということは、何も海の汚染を防ぐためだけ目的じゃないと思っていますよ。観光立村打ちあげているこの島、村長が何と言いますか、ゼロのつく日のちゅら島清掃ですか、あれもいいですよ確かに。でもね渡嘉敷区集落を歩いてごらんなさい夏場、ごみは見えるけどね、空気は見えないだけにね、臭いですよ。観光立村を訴えるなら、そこらへんも本格的に整備していかないと、ただ海がきれいから観光客が来るという単純な考えしていたら取り残されますよ。これについて村長、今回、水道事業も広域化になりますよね。私、非常に良いタイミングだと思っていますよ、これ整備するの。一つお願いがあります。答弁は財政が厳しいという言葉じゃなく財政を圧迫すると書かれている答弁以外の答弁をお聞きしたいと思います。

○ 松本好勝村長

いろいろ一般質問出て庁議でその研究検討するわけで、そして答弁書を造るわけなんですけど、現時点においての答弁をいたしたいというふうに思います。下水道整備の必要性については、国立公園に指定されて、さらに重要課題だと考えております。水道の広域に伴い集落内の管路の布設替え等が必要かは現段階では未定です。それに合わせても下水道整備となると浄化センターの用地確保や予算面など難しいと思っています。現実的には合併処理浄化槽の設置を推進した方が費用対効果が得られるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

今、用地の問題がでましたけどね、村長ね。先ほど用地の件で6名の方がうちの土地使ってくださいという方々がいらっしゃるわけですから、そんな用地のことで逃げないでくださいよ。費用対効果のことも話していましたがね、村長、実際いま、12時から1時まで休憩時間ですので、郵便局通り歩いてごらんなさい、臭いするかしないか。村長、字渡嘉敷区は必要ないというふうに思われているんですか。

○ 松本好勝村長

そういうふうに思っておりません。ただ現時点においては財政の問題も勿論絡んでまた発言しますけれども、これは直ぐ今ではなしに、もう少し時間が経つのではないかなと思っています。例えば、現在、私たちは子どもの学校関係、保育所関係に相当力を入れて現在きております。そういうことで、そういったことに危険校舎等に取り組んで、この5年間ずっとやってきておりますので、必要ないということではありませんが、そういったことを先にやって、この後については当然ながらそういったことも考えなければいけないというふうには考えております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長、この事業をするには、はい、来年度でできますという事業じゃないです

よ。少なく見積もっても5年はかかると私思っていますよ。必要であるならば次年度からでも研究して取り組みますという答弁を私は期待しておりました。今は予算の関係で優先順位あるものから先にしているということではありますけどね、これはそろそろ、私、本腰入れて取り組んでもらいたいなと思いますけど、どんなですかね、村長、この状態で観光立村って高々と掲げあげられるのかなというようなことも気にしています。先ほどから観光客15万人、まして今年はこの状態では雨も降っていないから更に人数はアップすることだとは思いますが、再度聞きます。この問題、村長は本腰を入れて取り組む考えがあるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○ **松本好勝村長**

この問題につきましては、直ぐ今ここで答弁することはできませんけれども、いずれにしても全課長以上がここにいるわけですから、私たちが庁議等で十分考え方を一つにしてまとめてから皆さん方の前では何時何時ということの報告をしたいというふうに思います。

○ **6番 與那嶺雅晴議員**

最後に、1時間の休憩時間で郵便局の前を歩くことを希望して、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○ **玉城保弘議長**

これで6番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、1番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ **1番 宮平鉄哉議員**

最初の阿波連園地のトイレの件については、先ほど平田議員からも同じ質問を聞きましてたけれど、それだけやっぱりお客さんからとか、そういう苦情とか、希望、要望とかがあるのが多いと思うから、そういう感じに議員さん2人からの質問が出たと思って下さい。そして聞いて下さい。

平成30年3月定例議会でも聞きましたが、その時は29年度に沖縄県の方の修繕費の予算が取れなかったために修理できないという回答でしたが、3カ所あるトイレの1カ所でもいいから村の予算を使ってでも修繕しないと観光客がかわいそうです。また観光立村である村の恥でもあります。来月から観光客も多くなって船も4便になります。そういう感じに書いていますけれども、その問題は先ほどの同じ質問の答弁ですけど、6月いっぱいには出来るという感じでしたけれど、そういう言葉はよく聞きます。でもなかなかやってくれないのが現状の感じがします。まず、質問の中の内容というのは、先ほどの質問では内容なんかは書いていませんでしたけど、内容はどんな感じということを一応答えてくれますか。

○ 松本好勝村長

阿波連園地につきましては、午前中にも平田議員にも述べたとおり、沖縄県からは6月末までには修繕完了する見込みだという回答を得ております。それにつきましては皆さん方に説明をしましたのでご理解をお願いしたいと思っておりますけれども、私以上に担当課長の方が県とのやり取りをしておりますので補足答弁をさせたいと思っております。

○ 玉城広喜商工観光課長

ただいまの議員のご質問でございますが、議員もおっしゃっておりますとおり平成29年度に沖縄県の自然保護課の方に予算の要求をしておりますが、予算の確立がなかなかできなかったものですから、今年度に入りましても継続的に予算の要望をいたしまして、6月6日だと憶えておりますが、沖縄県の方から予算を確保して、業者の方も決定したということで修繕を早急に行いますという返答をいただきました。その中で今月中には修繕が完了する見込みだと聞いております。

阿波連園地のトイレにつきましては、循環式の浄化槽ということになっておりまして、浄化槽の膜、それからモーターの取り替えが必要だということですので、その修繕費を県の方で確保していただいたということになります。

○ 1番 宮平鉄哉議員

阿波連園地のトイレの修理の件は、沖縄県の予算でもって出来る。2週間で本当に出来るか心配でなりません。その間というか工事もこれから、僕も聞いた話ですけど、やっぱりこれから契約して今年の予算で、そういう工事社との契約をしてから、それから工事社が準備してから来るという感じだからという話を聞きました。だからあと2週間で本当に出来るのかと思うんです。その2週間でやらないと7月1日になって船が4便になるという感じですよ。その間はお客さんはトイレに行きたくても行けないというような、観光ルートのコースでもあるのに、そこからどうしたらいいか、そういう感じで短い時間の観光の感じだったら阿波連園地で遊ぶ感じだったらいいんですけど。

先月でしたか、阿波連の郷友会の婦人会の人が先月の中旬ぐらいに来ていました。島内観光と潮干狩りを求めてね。その時ですけど、村長の同年生という旧姓内原のぶこさんですか、そういう方々が15、6名来てまして、浜降りの潮干狩りと阿波連園地とか島内一周みたいな感じで来ていましたけれど、僕はその時に案内したんですけど、潮干狩りのあとトイレに行きたくてもトイレがないよとか、全然使えない。3カ所ある、男性用、女性用、身体障害者のトイレまでも1つも使えないという感じで、せめて村の予算で1つでもいいから直す方法ないかなんてしたんですけど、これはどんなですか、部品が壊れて修理ができないという感じだったら、その間は現在見た感じでは使用禁止が貼ってあるんです。これから7月になってまだまだ修理が終わったらいいんですけど、出来なかった場合に、船は4便、レンタカーは30台以上あるし、こんな感じで来た場合は。

僕思ったんですけど、そのことについては、例えばとかしきマラソンとか、そういう時

には移動用トイレってありますよね。そういう感じの方法も、今回故障したからするわけじゃなくて、当然そういうところは、そういうトイレでカバーしないと、先ほども村の恥だとか、そういう感じで書いたんですけど、そういうふうにつながってくると思うんですよ。だから今、6月いっぱいあと2週間で出来るんだったら安心しますが、もし出来なかった場合のときについて、そういうことも考えられると思いますけれども、どうですか村長、その間2週間工事するまで待った方がいいという感じですか。

○ 玉城広喜商工観光課長

ただいまの議員の質問に対してですが、現在、先ほども確認いたしました、業者の方に応急処置をさせて現在使える状態にはしております。6月末までの修繕完了というのは県の方からしっかりと回答を得ていますのでそれを信じる以外はないと思っております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

それを待つということですか。工事をするまで待つという感じですか。移動用トイレとかは要するに置きたくないということか。

○ 玉城広喜商工観光課長

今の議員のご質問ですが、現状は応急処置で使えるようなかたちはしておりますが、やはり老朽化がありますので、現状のお客さんの出入りに関してはどうか対応ができる浄化槽の能力ということで、これが夏、トップクラスのお客さんが来るのであれば、今の浄化槽の能力ではどうしても持たないということで、6月末でしたら今の応急処置で対応ができるということで、その処置をとっております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

これは6月いっばいに出来るんだったら辛抱しますけれど、それを出来るように期待します。

第2の問題、村有地に立っている借主のいない物件について、この問題、前々から景観の悪い借主のいない建物、これは知っていると思いますけど水族館があった所ですね、その建物ですね。現在ではもっと悪く前よりも醜くなっています。いつまで村は見えないふりするんですか。ダラダラしないで早くやることは行動やっていたほうが良いと思いますけど、村長このことについてもう2度3度一般質問出していますけれど全然変わってないから、そのことについて答弁お願いします。

○ 松本好勝村長

当該物件については、これまで賃借人の代理人と建物の除去を行っていただくようお願いしてきたところですが、除去費用が高額となることになかなか進展しない状況となっております。引き続き代理人等と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

村長、これは最初の質問してから3年半から4年ぐらいなるんです。引き続きということはこれからまたそういう話を進めていくのにあと…、村長、期待できませんかこれ、引

き続きやるというけれど、また3年後にまた引き続きみたいな感じにしか見えないけど。村長もう一度、そのことについて、だんだんガラスも割れてお化け屋敷みたいな感じに見えますけれど、それで青少年交流の家の研修生がみんながバスの窓から見ている感じで、こんなもの見せる必要ないんじゃないですか。何の研修にもなりません。もうこんなもの無くしてから平地にした方がまだきれいじゃないかと思って出したんですけれど。あと何年ぐらい待ったらこれ出来そうですか。村長もう一度お願いします。

○ 松本好勝村長

何年ということは申し上げることでできませんけれども、これはもう代理人と保証人がいますので、協議を行って撤去するようにお願いをしたいというふうに思います。

休憩お願いしたいと思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 松本好勝村長

顧問弁護士もいますので、再度顧問弁護士とも相談をして慎重にこの件は協議をして極力撤去の方向で事を進めていきたいというふうに思います。

○ 1番 宮平鉄哉議員

今の答弁を聞きましてちょっと安心していますけれど、出来る限りもっと腰を入れて頑張ってください。なあなあじゃ通らないと思います。

次、3番目の各部落の神社に鳥居と除夜の鐘と書いていますけれど、これ質問の中に渡嘉敷と阿波連区の神社と書いてますけれど渡嘉敷はありますので、鳥居の話ですけれど、阿波連区の神社には鳥居がないので、そのみすぼらしい神社を見てからちょっと考えたのがありまして質問を出しました。鳥居とか除夜の鐘というのは翌年の自分自身とか家庭の幸せを願う場所となっていますが、当村の2カ所の神社はあまりにも貧弱で願い事が叶えられないような気がします。村は財政的に援助して設置実現することを考えないでしょうか、と書いたんですけど、今、渡嘉敷の神社は阿波連の神社よりもいい感じに見えますけれど、阿波連の神社があまりにもみすぼらしくて、あるとき観光客が神社はどこにあるんですかと聞かれて、また教えた人もあの場所がありますよと言ったはいいけれど、神社の前に立っておって神社はどこですかって隣の家に聞いたって言うんですね。全然らしくないという感じの神社なんですよね、阿波連もね。それを部落でつくるのも大変だしと思って村の援助を仰ぎながら神社をきれいにする感じでやったらいいかなと思って質問出したんですけど、この件は村が援助して実現するようなことはできないんでしょうか。

○ 松本好勝村長

宮平議員質問の神社の整備については、実際に区民からの要望があるようであれば、区を代表する区長からお話を上げていただく案件だというふうに考えております。ですから

両区長とも相談をしてから、こういったことは決定しようというふうに思います。

○ 1番 宮平鉄哉議員

そういうのはやっぱり鳥居とかは櫓をつくって除夜の鐘を吊り下げるといのは頻繁にそういう要望というものは出てくるものではないと思います。いっぺんつくったら百年以上置かれている感じだと思います。だからそういう部落の例えば役員会とか、そういう行政相談みたいな感じの時にでもそういう話をもってきて、除夜の鐘の櫓とか建てて、神社の鳥居とかというのをつくる方法があると思います。もし困難だったら、財政が厳しかったら、前に阿波連漁港に行く前に左側の慶良間マリン過ぎてからのイビガナシーというんですかね、海の神様みたいな、その鳥居とか神社をつくる時に、阿波連出身の東恩納組の会社とか、あと阿波連部落の一住民とか、そういう感じで寄付金を仰ぎながら、そういう立派な鳥居と神社ができた例があります。これは30年、40年前の話ですけどね。現在も今、イビガナシーってあるんですけど。そういう具合に誰かが話しないとそういう神社の鳥居というのなかなかできるものではありません。それで村が買取りみたいな感じで、そういうのを進めていくのもいいことだと思うんですけど、それに対して村はそういう協力できますか。

○ 松本好勝村長

その前にですね、区長と相談をされてから、この件は協議したいというふうに思います。

○ 1番 宮平鉄哉議員

相談してから、その前に来たら考えましょうみたいな。今日の一般質問は止めた方がいいということですか。村長、その前にということは村としてはそういうことは答弁にいま答えられませんということですか。

○ 松本好勝村長

この件に関しましては村予算でやるべきなのかどうか、私もちょっと疑問視していますので、区長と相談を協議してからというふうに答えないというふうに思います。

○ 1番 宮平鉄哉議員

個人僕一人の意見ですけど、これが郷友会とか、みんな部落民とか区民の人なんかと相談して、将来、鳥居と神社の櫓というのかな、除夜の鐘の、大晦日に除夜の鐘が聞こえるような感じを希望したいんですけど、今現在、阿波連は酸素瓶というんですか、鉄を切るときの酸素瓶の真っ黒に寂びた酸素瓶をフクギの木に吊らして、誰かが石を投げて108回鳴らすという感じのイメージですけど、これは音はゴーンじゃなくてキーンみたいな感じで音の感じは高い声というか音で聞こえる感じですけど、あれを見たら本当に貧乏村でもあるけど、やっぱり除夜の鐘というのそういう感じがいい感じに聞こえるなあなんて思ったから出したんですけど、将来、そういう感じで鳥居と除夜の鐘ができるよう希望して僕の一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで1番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

次に、2番島村武議員の発言を許します。

○ 2番 島村武議員

先に通告してあります通告書に従って質問をしてまいりたいと思います。中には2点ほど継続して伺ってきている件もありますので、具体的なお答えがいただけるんじゃないかというふうに思っております。

1番目ですけれども、渇水対策につきまして、これから入域客が夏場に向かって当然増えてくるわけですし、そちらの方面に対する需要ですね。あるいは村民生活への安定した供給をするために行政側としてはどのような取り組みをしようとしているのかという、これが質問の趣旨であります。村長にとっては今回の少雨傾向というのは何年間に一遍というようなことで夜も寝むれないようなそういう思いを過ごされているだろうことは十分推察できますけれども、この問題は人間が生きていく上で一番大事なものではないかというような思いがあって出してありますけれども、これは村長、この渇水状況が改善されない場合はどうするのか、水を買いにいくのか、そこらへんも含めて、今後喫緊の対策ですね、これについてはどのような考えをもっていますか。

○ 松本好勝村長

先ほど小嶺議員にも答弁いたしました。防災無線やホームページ、チラシ等で周知をし節水についての浸透を図っております。管理体制としては、各貯水堰及び農業用溜め池などの管理を徹底し、維持管理に努めていきます。水道の広域化が実現すれば2,000㎡規模の調整池の設置が予定されているので、安定供給につながるというふうに考えております。今回の渇水につきましては、買いにいくとか、そういったことを私は考えておりません。おそらく明日から予報では4、5日前から雨という予報が出ております。これまでも雨の予報は出ても前日になると晴れになったりとかいろいろなことがありますけれども、天に向かってお願いするなり、それしか今の手立てはありませんので、私も今晚起きていて夜中まででもよろしいですから雨を願うつもりです。先ほど12時30分の雨の雨量のデータを見ましたら、降るだろうという願いを私は希望を持っておりますので、こういったことにつきましては空に向かってお願いする以外ないのではないかなと思っております。

○ 2番 島村武議員

雨を願う気持はよく分かります。我々も正直なところ今年の渇水対策としては、もう無くなれば何処からでも持ってこなければいけないわけだから、買うにしろ何にしろ水は絶対必要。これだけは全体としてあるわけです。ですから今週末ですから雨の予報もありますので、そこで降ってもらわないと困るという話であります。現状の先ほどの村長の答弁では、今年に対しては万策尽きているというふうな答弁であろうかなと思います。

今年の少雨傾向というのは年頭から見通されてきたわけではないですので、現実になってみて初めてこの深刻さが分かっているという状況もあるだろうと思っておりますけれども、こ

れから我が村が目指している観光立村がかなりの盛況をみてくるといいますかね、外国人を含む入域客数がこれからどんどん増えてくる。夏場だけというわけではなく年次的にも増えてくると。村長は15万人をひとつの目標としているというようなこともこれまでおっしゃってこられているわけです。

その中で現状で先ほど2,000m³が企業局が引き取って運営を始めるということになると貯水池が2,000m³増えるというお話はいただきましたけれども、またそれで足りるのかどうか。これは現状14万人超した入域客が1万人ほどまた増えて15万人、あるいはこれ以上増えてくるかもしれませんし、そういうのを考えると当然2,000m³増えたからといってそれで間に合うというようなことは思えない、想定外のことは当然起きてくるであろう。想定外といいますか想定されるであろうというふうに思うわけです。そういう意味ではこの原水の確保、水源の確保というのは当然大命題としてあるわけで、それを考えてみた場合に島にどれだけの水源があるのかなど。それを全部調べ尽くして、どこでどれぐらいものが使える、あそこはこれぐらいのものが使える、あるいは手直しをすればそこに1,000m³でも2,000m³でも溜めておけるとか、そういうような計画といいますか、そこにちゃんと手を付けておかないと2年先3年先に本当の渇水の状況が生じたときに、買うつもりはありませんといった水を買わざるを得ない。あるいは海淡施設を思い切って入れていかなきゃいけないと。そういう状況に生じてくると思いますが、今年はまだ願うだけにしましょう。来年からの何年か先には、それこそ村民の何倍かの入域客があり、観光で来られる皆さんは1.5倍とも2倍ともいわれる水の量を消費します。それに対応するためにはこれから取り掛からなければいけないわけですが、この原水の確保について、私は電力、あるいは青年の家さんが使っているあそこはカーシーですか、その水源を利用する方法もないのかと。それも併せて考えられないかということで2番目の質問を出してありますけれども、これについては村長どのような考えがありますか。

○ 松本好勝村長

今回こういったことを味わって、そして観光で来られるお客さんも増えてくるということでもありますので、ただ、これまで広域化と先ほども申し上げましたけれども、その広域化するだけではどうしようもないということで、今後考えるべきことは、島の水源というのは当然ながら気象に左右されております。雨が降らなければ水がないということでもありますので、企業局にまたこのことは言うておりませんが、他の離島がやっているみたいに海水淡水化も考えなければいけないのではないかと考えております。現在、南部離島7町村で淡水化してないのは渡嘉敷村と久米島町でございます。ですから広域化に伴って、この海水淡水化というのでも計算に入れて今後考えなければいけないという問題がくるだろうというふうに思っております。これは私が村長だからじゃなしに誰が村長になろうが、このことについてはおそらくお客さんは増えてくるわけですから考えなければいけない問題だと思っております。

先ほど水源のことで島村議員がおっしゃっていますけれども、現在のところ交流の家の水源について担当者に聞き取りしましたら、施設で使用する量に関しては問題がないということではありますが、村の浄水場で使用するには容量的に困難というふうに思いますという回答を得ております。それと沖縄電力が引き込みをしていましたタジャガーラの上流の方の水源についても調査したところ、先ほどこの写真も島村議員にお見せしましたが、流れ込む量が少量で活用するには厳しいという状況でございます。ですからもう先ほどから繰り返して申し上げますけれども、今晚から明日にかけての残り5、6日おそらく予報では雨マークが出ておりますので、それを期待する以外、現在のところはもう方法はないのではないかなというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

村長、実際にウンナガーラから現在3つ水源を持っているわけですがけれども、その水が枯れたときに今みたいな悠長なことが言っておられるんでしょうかね。確かに原水の量が少ないのは私も承知していますし、特に今年の少雨傾向の中では、先ほど写真を見せてもらいましたが、そういう現状になるのは当たり前ですよ。この間の何万トンの水源がかれようとしているんですよ。それより量の少ない、流量の少ない水源がこんな状況になるのは知っているんじゃないんですか。だからそこも利用していかなければいけない状況になってくるんじゃないんですかと申し上げているんです。それは使わないとしたらどう水を供給していこうとなさっているんですか。海淡施設だけですか。海淡施設だったら、確かに具体的なものはないかもしれないけれども、どれだけの規模でどこをどう組み合わせていくのか。それをやっていくためには入域客がどれだけ推移してどこをピークにして、そこまで計算を出してこないとなかなか海淡施設というのはたぶんやれないんじゃないかというふうな思いがありますけれども。そういう意味では我が村はこれまでは水量の豊富な村民が使う分には、村長もおっしゃられたけれど、使う分にはこれまで何の不自由もなく使えてこれた。しかしながら観光客が増えるにつれて現状のような状況になっていることがあるので、公共施設、大きい将来必要にならないかもしれないような、その前に現状利用できるものをちゃんと整備していくというのは必要だと思っております。

例えばタジャガーラいま村長が先ほど見せていただきましたけれども、そこだつて壁をつくって何千トンか常時溜めておけるような状況をつくれるかもしれないですよ。雨が豊富な時には当然なりますよ。あれは青年の家でしたらもちろん現状は少雨傾向ですから厳しいかもしれませんが、いざとなった時のためには配管をしておいて恩納ダムに直接引いていくとか、そういった対策は必要だと思っておりますが、もちろんこれは何年かの長期計画でもってしかできないことではありますけれども、方針としてそういう方向性というのはちゃんともっておくべきだという提言をしているわけですがけれども、いかがですか。

○ 松本好勝村長

水についての貯水池等についてはあまり村議会で議論をされておられません。こういった水不足に陥ったときに初めて私たちも経験することをございます。平成5年にも大変な水飢饉がありましたけれども、そのときにも今の恩納ダムの上流から直接配管をして、そこに直結した経緯もございます。ですから何カ所か谷間がありますので、これは今後の課題として確かに調査をして水が採れるところのことは考えておかなければいけないのではないかなというふうに思っております。ただ、すぐ差し迫った今回のことでありますので、方法があるのであれば別の方法でも考えなければいけないというふうに思います。

○ 2番 島村武議員

村長は確か交流の家等の協議会もいまもたれて定期的に会議もなさっているようですので、そういう中でも危機管理という意味からも、お互いに危機感を共有するというので、こういう場合にはぜひこうやっていきましょうというようなことを議題として上げてもらって、お互いに手入れが必要で、もう少し貯水量が必要であれば、またそれも一緒に考えていきましょうというようなことを進めていってほしいと。そこで早めにも実現すればいいわけですが、なかなか確かに何年か計画というのも当然必要になってきますので、そういった協議会も利用しながら意思の疎通をはかって供用していくという、そういう方向性で進めていただきたというふうに思います。

そして3点目に入りますけれども、井戸水の井戸の利用についてですけれども、これを利用するように奨励したらどうかと。これは村民の方からどうしても井戸が占める割合といますか、普段の生活の中で、井戸水を使おうと思ったら占めている割合はだいぶ大きいですよ。これを村として奨励をして広めて、現実に使えそうな井戸、新たに掘るとかじゃなくして、掘れるのを利用できるようにバックアップみたいなものをできはしないかなというのがあって、この井戸水の件を出してありますけれども。確かにこのためには何処に井戸があって、利用していないところが何件とかという調査は必要になるだろうと思っておりますけれども、たいへん大きなウエイトを占める水源ではないかと思っております。

私も個人的には井戸水を利用している、ポンプアップして地下水を利用して庭木や芝生だったり、例えば車は現状一家に2台も3台もあるような車を水道水を使って洗うわけにはいきませんが、現実にはどこそこの家庭は何らかのかたちで水道水で洗っているという現状があるわけです。それを井戸水に変えていくことによって、その分が飲み水なり飲料水や生活用水に変わっていくというようなことが望まれるわけですが、この井戸水の利用というものに対して、村長はどういう見解をお持ちですか。

○ 松本好勝村長

井戸水の利用につきましては数件の利用者がいると聞いております。節水についての効果も大きいと思いますが、全ての家庭において井戸がないことからこのことについては、助成のことをおそらくそういったあれがあるかと思っておりますけれども、公平性の観点で助成措置は厳しいというふうに今のところ考えております。今後の研究課題としていきたいと

いうふうに思います。また、貯水タンクの設置についてということですが、昨年12月議会で当山議員から質問のあった雨水の貯水施設設置費補助金のことというふうに思っております。現在本村での補助金制度はなく今のところ考えていないというふうに答弁しておりました。この件についても今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思います。

○ 2番 島村武議員

タンクの助成については、いろいろ大手のいいますか、民宿で設置しているところは多いようですけれども、個人の住宅ではほぼないというような現状があります。ただ、その分の助成についてはちょっと厳しい面もあろうかという思いはしますけれども、井戸に関しては旧来これあって利用できていないところもあるようですけれども、村長これ、まず助成はさておいても一度幾つぐらいの家庭が現状井戸があって利用しているのが何件で、利用されていないのが何件という調査は入れていただきたいなというふうに思っていますので、私がここでまた井戸水に関して助成も含めて奨励してくれと申し上げているのは、例えば、個人的になりますけれども私も井戸水は利用しております。ポンプアップして家の前と後ろで蛇口を付けて利用しているわけですが、これだけ水事情が悪化した中では人前で堂々と使うわけにもなかなかいかんという現状もあります。村はそれをひとつの奨励事項として井戸水の活用というのを、例えば広報にしろ何にしろ周知していくことによって、現在ある井戸水もおっぴらに使えるようになってくるんじゃないかと。私その分これ普段の生活用水にそのまま回っていくというように考えられるんです。当然打ち水にすれば打ち水効果というのもできますから、それがエネルギー消費量の減少につながり、クーラーのお家も涼しくなるというような、いろんないい方向に作用していく。そういう現状もあるので、ぜひこの井戸水の活用というのは、とりあえず別にするとこれは役場側から奨励できるんじゃないかと考えていますけれども、これを調査するというのと、それから井戸水の活用の奨励ということについて、いま一度ご答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、各家庭全てとは言いませんが、おそらく終戦後はみんな井戸からの水を使っていたので、今回いい機会ですから、まず井戸があるかどうかというのと、現在使っているのかどうかということ調査をさせていただきます。

○ 2番 島村武議員

調査を行うということですので、調査ができた時点で改めて何件でどういう状況にあるかというのは伺ってまいりますけれども、奨励をするかしないかという答弁はまだいただいていませんが、どうですか、それについては。

○ 松本好勝村長

今のところ私の方からすぐ奨励します、村から奨励しますというのはまたちょっとおかしな問題があるんですね。なぜかといいますと、検査されているかどうかの問題等も、今の人は私たちが子どもの頃と違って、何を飲んでも私たちはお腹もこわしませんでした

けれども、今の子どもたちは、先ほど午前中にあった生水飲ましたら子ども達に云々という話もありましたので、すぐ奨励するというわけにはいきませんので、まずは調査をするというふうなこと。その次にその水がテストして通るのかどうか、考え方は次の機会でいいんじゃないかというふうに思います。

○ 2番 島村武議員

そういうことであれば、その時に伺いましょう。しかし、申し上げておきますけど、実際に使う水がないとなったときに、たぶんそういう悠長なことは言っておられないだろうというふうな思いがあります。これはあるものを利用しなさいよって呼びかけるだけで済む話ですよ。飲み水に使いなさいとは言っていない。私のところも先ほど言ったように井戸水を利用していますけど、水質検査にだいぶお金ももちろんかかりますし、それを飲料水に利用しようというつもりは毛頭ないんです。車を洗ったり、庭に打ち水をしたり、庭木の世話のために使ったりと、それだけでもだいぶ助かる現状がありますということをお願いしているんです。これは調査が済んだ時点で改めて伺います。

2番目、住宅問題について。空き家事業の調査結果については先ほどの質問の中で出てきまして、確か当時は49件あって、その内の19件が空き家の対象だという答弁を総務課長からいただきました。今日の答弁の中で4件をリフォームの設計を30年度で行うと。できれば今年度で5件まで伸ばしたいというご答弁がありましたので、活用についての具体策まではそれで答弁をいただいたということで、次の3番目の質問に移っていきたいと思います。

廃屋の処分についての村長の考え方を伺ってはいかがかと思っているんですけれども、利用できる空き家、少し手を加えれば使えるような空き家は49件あっても結果的には4件5件しかないという調査結果ですけれども、それ以外のものは利用者がいないと、あるいは廃屋になっていく段階のものもあろうかと。19件のうちの5件が利用できるということですが、あと14件に対してはそういう判断を行政側はなされたということだろうと思うので、その廃屋になりつつあるもの。先ほど宮平議員からも質問があったような件も含めて、朽ちていく家というのはどうしても目立ってくるわけですが、以前に空き家法を条例化して撤去したらどうかという質問もいたしました。やはり村民にかかってくる負担も大きいだろうというような思いがあるというのを答弁でいただきましたけれども、放置するわけにはいかない現状がありますし、これ目抜き通りにもありますよね、村長に私以前に見せたことありますけれども、あと1年もすればそのお家も後ろから伸びてきている雑草に覆われて、目抜き通りにそれが出現することになるんですけれども、そういうのをほっておくわけにはいかないんだろうと思いますが、こういった廃屋の処分について、先ほどの水族館の話は先ほど聞きましたからあれですけど、他にもあるので、そこらへんはやっぱり基本的な方針は出しておいていただきたいなという思いがあるんですけれども、村長いかがでしょうか。

○ 松本好勝村長

廃屋につきましては、空き家対策特別措置法という特定空き家等に該当するものと理解しております。その対策としては立ち入り調査を行い、所有者とへ適切な管理を行うよう助言または指導、勧告、命令等の措置を講ずる必要があるというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

これは現状の条例なり、そういった法に基づいて行うということですか。それとも改めて空き家法を条例化してから取り組むということですか。

○ 神里敏明総務課長

いま村長が述べられました助言、指導とは特に条例制定しなくても、計画を立てなくても実施はできます。但し、今後、村の方針としてちゃんとしたかたちでいくのであればやはり条例制定、それから空き家対策計画も制定していくことにもっていく方向になるかなというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

総務課長が答弁されたように、たぶん将来的には制定していかないといけないだろうと。これは固定資産税やら等々絡んでくる話ですので、昔はお家を建てれば税の軽減措置があったりとかしましたけれど、現状では逆で、こういった使い道ないような廃屋みたいなものがあると逆に固定資産税が上がると。一般的には4点何倍とか言われていますけれども、そういうようなものも税収のひとつにもなるというところまで村民なり巷からそういう意見が出てくるようになると、何でちゃんとここに法があってちゃんと請求できる体制が整っているのに、何でやらないんだというようなことになりかねないから、今のうちからどうしますかと、基本的な姿勢を打ち出して下さいというふうに申し上げているわけです。

ただ、朽ちていく様が目抜き通りに起きている。来年にもそれを覆うような物件もあるので、そこらへんもひとつ調査をして、これはお家の持ち主ではない逆の方向から受ける影響になるんで、地主へきちんと対策をお願いすると。それでなければもう何らかの費用をつかって刈り取りをすとかということも併せてやっていかなきゃいけない。目抜き通りの例えばオーバーハンドの枝切りとか、同じような予算も環境整備という意味ではつかえるんじゃないかなという思いがありますので、現実に見て下さいね。正直に私の隣の家にもありますから。もう山がひとつになって来年にはあの家は全部覆われます。これちゃんと調査した上で9月にどうでしたかと。ああいうのを見てそのままほっておきますかという質問は9月に改めてやりますので。調査のほうお願いします。総務課長、大丈夫ですよ調査、答弁して下さい。

○ 神里敏明総務課長

空き家の実態調査、こういった廃屋等の危険な状態になっているものの実態調査をしたいというふうに考えております。

○ 2番 島村武議員

3番目、農業について。これは3月にもやりまして、その結果、具体策を出すという答弁を村長はなされておりますので、皆さん職員共々検討をされた結果はどんなものですかということの趣旨の質問であります。

○ 新垣聡経済建設課長

3月議会で島村議員から質問のあった件の継続の質問についてなんですけれども、現在商工会の観光部や離島観光交流促進事業を行っている方々と話をしているところなんです。具体的な内容とまではまだ至っておりません。31年度には村の観光協会の設立も予定されておりますので、その観光コンテンツのメニューとしてまた提案していきたいと考えております。個人で利用したいという方がおりましたら、そのへんも考慮して利用できるよう対応していきたいと考えております。

○ 2番 島村武議員

これは3月からでありますので、具体的にああしますこうします、どなたが利用した云々という細かい部分までは詰めていかないと当然出ない結果であることは私も承知しておりますので、ただ、どのように具体的に取り組んでいってもらえるかという意味合いもあって具体策を出してくれという話をいたしました3月に。村長は6月には出しますというからどうですか、という質問になっているんであって、最終的にまとまりができるのはしばらくかかるだろうと思っていますけれども、やはり政策として出した以上はどうやりますという具体策というのは当然示していかなきゃならないというふうに考えておりますので、早急にまとめて報告ができるようにして下さい。

それから、田んぼの件、2番目に移りますけれども、イノシシ対策として金網等々も張りながら稲を守っていかうと、田んぼを守ろうというようなかたちで、そういった試験的にやりながらだんだん増やしてきているという現状はある中で、なかなか田んぼの遊休地がここのところ目立っているのではないかと。これがどういう原因なのか、イノシシの影響があるのか、あるいは高齢者、農業の取り組みの方々の高齢化で後継者がいないという現状だけで減ったのか。田んぼの遊休地が増えている原因というのは執行部の方ではどのようにとらえていますか。

○ 松本好勝村長

いまご指摘のとおりでございます。遊休地の原因としてはやはり従事者の高齢化と後継者不足だというふうに思っております。その他にはイノシシによる被害等も考えられます。対策については今のところ特効薬となるような具体案はありませんが、農家の方や農業委員会とも連携を取りながら考えていくというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

この田んぼの実ってる姿はもちろん皆さんも、あの素晴らしさは共有しているんじゃないかというふうに思います。そこにペンペン草みたいなのが生えて、全く実りの秋どころがないような、そういった状況が生じるのは目に見えているわけなんですけれども、現実そう

なっているわけですがけれども、それはやはり何とかしないといけないわけですね、村長。何とかしないといけないと思っているのであれば何かをしないといけない。どうしていくのか。例えば畑地、沿線通りの畑地に関しては体験農業、そしたらこの通り沿いは例えば同じように田んぼもそれで利用できていくだろうと推察できますけれども、他についてはなかなか全部が全部体験農業に使えるというふうには思えません。そしたら何をしたらあそこに実りの秋がみんなで祝うことができるのかなど。そういう状況をつくることのできるのかなというのがあるわけですが、現状でどうですかね、村長、そこに何らかの描けるような状況ありますか。

○ 松本好勝村長

描けるようなことは、今のところ具体策はありません。確か去年から私もこの遊休地をどうやって活用するかということを考えていましたけれども、コスモスを植えたかどうかという話があって、私も大賛成で、キンノカーラに行く手前の左側、そこをコスモスを植えさせたんですけれども見事に失敗をして、何かこのことについても水腐れといいますかね、担当に聞くと、そういうことがありますので、私はもう稲を植えないのであればコスモス等、マラソンについてもそこをちょうど通る時期と重なるので素晴らしいのではないかと考えていましたけれども、ほとんど花が咲かないうちに駄目になってしまったというふうなことがあって、たいへん残念だなと思っていますけれども、このことについてももう少し管理する方々に対しても勉強させなければいけないのではないかなと思っています。ですからいま具体案として、この遊休地をどう活用するかというのは今のところ農業委員会とも話し合っただろうとすればいいかとやらなければ、その対策を練らなければいけないのではないかなというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

やらなければいけないことではありますよね。行政の長としてはやはりどういうふうにしていきたいと、せめてそれぐらいのことはやっぱり言うべきではないかという思いはありますが、農業委員会とも密接な協議といいますか、コミュニケーションを取りながら進めていかないといけない事業であろうと思いますが、これは村の方針ですね。村がどうしていくんだという方針を立てない限りなかなか具体策というのは上がってこないであろうと思います。

先ほど村長はコスモスの話を出されましたけれども、失敗したからといって失敗は成功の基といいますので、じゃあ次は少し視点を変えて、同じコスモスを植えるにも失敗した原因を探って成功するようにすればいいわけですよ。それであそこが活用できるのであれば。ただ、田んぼというのはまた畑にすると、どうしてもいろいろ変わってくるというのもあるので、そこをまた田んぼに戻せるかといういろんな問題も生じるかなと思いますけれども、やはり田んぼは残ってほしいなという思いは当然ありますし、やりようによっては、それこそどのようなかたちで付加価値を付けるかですけれども、付加価値を付ける

ことも可能ではないかというのもあるので、全部が全部田んぼのまま維持しなさいというわけでももちろんありません。コスモスにしる何にしるアイデアを絞って、あそこを活用していく。人の手が入っているんだという、ことを見せていくということが大事なことで、農業委員会と、あるいは役場、必要であれば村民とのアンケートやら何やら様々な手段をつかってあそこの活用を目指して下さい。今回限りの質問ではございませんので、引き続きどういふ動きをしているかというふうな意味合いで続けていきたいというふうに思っております。

4番目、阿波連漁港について。これも今朝ほど質問がありましたけれども、これはお陰様で今年の当初予算であそこの道路の予算と、それから道路の舗装と、それから船揚場の追加の拡張の予算、それからタイヤ類のゴミの撤去の予算をつけていただきました。なかなか着工しないのでどうなんだろうと、最近では予算計上したけれど、実際には着工できなかったケースもあつたりしますので、あえてこれに質問を出してあります。その中で今朝の答弁の中で、補助事業になる可能性があるというお話があつて県といま打ち合わせ中、検討中だというお話がありましたけど、村長、これ今年で予算を計上してあるんで、例えば来年に、もし、またがることになると、1回これ未執行になるわけだから、また改めて云々という話になるし、当然県の方も渡嘉敷村がこれを予算計上してあるものを補助事業でつかえるかもしれないというそういうアドバイスもしているわけですから、それはちゃんと理解をしているんだらうと思うんですけども、これは今年度30年度で県から補助事業として、これはできる可能性はあるんですか、そこらへんの絡みはどういふふうになっているんですか。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいまのご質問に関してですが、30年度予算に関しては既に29年度で要望等が出ておりますので、これからの要望としては31年度分の予算獲得ということになります。これまで保全施設の整備事業というふうにあつたんですけども、これが機能増進事業というメニューができて、その中で施設の舗装等が認められるというものができてきて、それを今年度、31年度に向けて、今年度その概算要望をしているところであります。

○ 2番 島村武議員

当初予算に計上した予算は全く執行しなくて済むという話になるわけですね。これ31年度ははっきりしているわけですね。31年度の当初予算に計上できる状況にあるということですか。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいま協議中でありまして、あくまでも概算要望で、あと国が認めてくれるかどうかというので、また本要望のヒヤリングがあるんですよ、この後。そこらへんでまだ何月というふうには申し上げられませんが、それで31年度の当初に計上できるかどうかというのが決定していきます。

○ 2番 島村武議員

村長、必ずしもこれ予算が獲得できるということではないような答弁に聞こえますけれども、どうですか。

○ 新垣聡経済建設課長

現在計上している予算に関しましては、この概算要望が認められなかった場合には早急に執行していきたいというふうに考えております。

○ 玉城保弘議長

これで2番島村武議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第7号、平成29年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

報告第7号

平成29年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度渡嘉敷村繰越明許費繰越計算書。一般会計、下の表のとおりでございますけれども、2款総務費、1項総務管理費、事業名が渡嘉敷村職員住宅新築事業、金額が1億550万2千円。翌年度繰越額が同じく1億550万2千円。そして右の方に財源内訳ですけれども、一般財源が1億550万2千円。

そして、10款の教育費、4項幼稚園費、渡嘉敷幼稚園園舎改築事業、金額が1億6千964万4千円。翌年度繰越額が1億6千964万4千円。財源内訳で県支出金が4千929万3千円。起債の方が1億1千370万円。一般財源の方が665万1千円。そして一番下の欄に合計がきております。

2件併せて2億7千514万6千円。そして翌年度繰越額が2億7千514万6千円。内訳、県支出金が4千929万3千円。起債の方が1億1千370万円。一般財源の方が1億1千215万3千円でございます。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

以上、報告第7号の報告をいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第30号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第30号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、高齢者サービス調整チーム委員を地域ケア会議委員に改める。

別表第1に、次のように加える。幼稚園園長、月額5,000円。

附則

この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

渡嘉敷村高齢者サービス調整チーム設置運営要綱を廃止し、渡嘉敷村地域ケア会議設置運営要領の施行及び渡嘉敷小学校の校長が兼務する渡嘉敷幼稚園園長の報酬について、支給根拠を明確にする必要があるため、この条例案を提出する。

以上でございます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第31号、渡嘉敷村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第31号

渡嘉敷村青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

渡嘉敷村青少年問題協議会条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織及び委員の任期)

第2条 協議会は委員5人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから村長が任命する。

(1) 関係行政機関の職員。(2) 学識経験者。(3) 前2号のほか村長が特に必要と認めるもの。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。但し、再任を妨げない。

第5条中、総務課を教育委員会に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

地方青少年問題協議会法の改正及び協議会の庶務を担う部署を総務課から教育委員会へ変更するため、渡嘉敷村青少年問題協議会条例の一部を改正する必要がある。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第32号、渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第32号

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が示されたこと等に伴い、所要規定の整備を行う必要がある。

その次の方から、この条例改正部分が出ております。そしてちょうど真ん中ぐらいになりますか、1-24ページからは新旧対照表も載っておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第33号、平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第33号

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)について

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第33号

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第1号)

平成30年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9千142万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 平田春吉議員

17ページのビーチ監視台の請負費について説明をお願いします。

○ 神里敏明総務課長

17ページの委託料ですね、渡嘉志久ビーチの水難監視配置委託料ということで、今回渡嘉志久ビーチの方にも監視員を配置するというので計上しております。

それから、青少年旅行村施設の管理棟調査委託業務、これは管理棟の現在の…。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

日程第11、議案第34号、平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第34号

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第34号

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7千655万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

日程第12、議案第35号、平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第35号

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第35号

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千882万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

日程第13、議案第36号、平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第36号

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第36号

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千979万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

お諮りします。

会議規則第45条の規定により平成30年度渡嘉敷村議会第5回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第5回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後4時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号6番）

署名議員（議席番号1番）